

享保期における放鷹制度の復活と鷹場環境保全体制

Nesaki, Mitsuo / 根崎, 光男

(出版者 / Publisher)

法政大学人間環境学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

人間環境論集 / 人間環境論集

(巻 / Volume)

7

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

33

(発行年 / Year)

2007-02-28

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002900>

享保期における放鷹制度の復活と鷹場環境保全体制

根崎 光男

はじめに

鷹をめぐる研究は、さまざまな角度から行われ、多くの蓄積を有してきた¹⁾。このなかで、放鷹制度の展開を幕府政治に位置づけようとする本格的な研究は必ずしも多くはないが、綱吉政権のもとで廃止された放鷹制度が吉宗政権のもとで復活する問題は、この期の近世国家の展開における位置づけともかかわって、大きな課題といつてよい。

そこで、これまでに提起された吉宗政権期における放鷹制度復活の歴史的評価について確認しておきたい。その評価は、①武備の奨励あるいは武威の復活という視点からの研究、②江戸周辺地域の再編という視点からの研究、③將軍個人の資質ともかかわって日常生活的なもの一部として復活したとする研究、とに大別される。①の視点にたつのは、宮内省式部職編「放鷹」²⁾、三上参次氏³⁾、塚本学氏⁴⁾、高埜利彦氏⁵⁾である。このうち、塚本氏は吉宗が「將軍家御鷹」を再興したのは家康への強いあこがれと近臣の武勇の気性維持、そして江戸周辺の治安策のためであったとされ、「その個人的嗜好と紀州藩における伝統のほか、徳川將軍家古制の復興という意図があったことはたしかである」と推察し、「吉宗政権は、もはや諸国大名の領分統治権に依拠し、みずからの鷹を通じる支配を、関東に限定するものとなった」とされる。また、高埜氏はその復活を武威の復活の第一歩とし、日光社参の復活とともに主従関係における優位を確保する役割を担ったとされる。このように、①の論者は、個別の論理展開はともかく、伝統的

放鷹観を前面に押し出しているのが特徴といえよう。また、②の視点に立つて論を進めたのは北島正元氏⁶⁾、伊藤好一氏⁷⁾、大石学氏⁸⁾である。このうち、北島氏は吉宗政権下の鷹場の復活が「旧鷹場のたんなる復活ではなく、それをいっそう整備強化したものであり」、「江戸近郊の鷹場は、江戸の外郭の要害である江戸廻りをかため、複雑な領地の分散・入組による領主支配の弱さを補強する役割を果たした」として、江戸周辺鷹場の広域性に着目した一元的広域支配論を提示された。また、伊藤氏は、寛永五年（一六二八）十月の將軍家鷹場の指定と享保期の放鷹制の復活に言及しながら、「鷹場は領主的契機で江戸と周辺農村を結びつける役割を果たした」としたうえで、「江戸周辺の鷹場は、周辺農村の発展にともない次第にその性格を変えてきた」、「享保の鷹場復活はこのような農村の発展を考慮に入れた鷹場の再編成」であり、「鳥見役の機能が鷹場維持から、一般行政へ一段と立入ることになったのである。こうして鷹場は、領主の狩猟場としての機能を次第に失い、その存在も形骸化していった」として、広域支配論や地方支配再編論、鷹場機能喪失論を展開された。さらに、大石氏は、「吉宗の將軍就任とともに展開された鷹場制度の復活と整備は、江戸周辺の地域秩序の動揺への対応として、古代以来の政治的・軍事的性格の強い放鷹を利用した江戸周辺地域の再編という意義をもつものであった」とし、その復活は「享保改革の全時期をつうじて、鷹場制度は整備・強化され」、また「幕領・私領・寺社領のちがいをこえて、『筋』を単位とする鳥見支配の強化と、『領』を基本とする鷹場組合の結成を中心におこなわ

れ」、その総括として「江戸城付地」としての機能と性格を強化する意義をもっていた」とされ、その後も「近世国家の首都江戸をとりまく首都圏を鷹場の論理、制度のもとに一体化・同質化する政策と意義づけることができる」として、従来の見解を補強しつつ、地域・国家の視点へと波及させている。このように、②の論者は、吉宗政権の江戸周辺地域の再編策の一環として鷹場の復活を捉えていることに注意したい。③の見解を提示したのは岡崎寛徳氏⁹⁾であり、津軽家を事例として大名の将軍家への鷹献上再開の分析を通じて享保期の幕府放鷹制度の復活について言及し、①や②の見解に疑問を提示しつつ、その復活理由を将軍吉宗の個人的資質と将軍や大名の鷹狩が日常生活の一部であるという視点から説明されている。

このように、吉宗政権による放鷹制度復活の歴史的評価についてはさまざまな見解が提起されており、一定の合意を形成するにいたっていない。なかには、伊藤好一氏のように、大石学氏の鷹場の定義¹⁰⁾を批判し、鷹場を「領主が鷹狩りをすることを目的として特定した場所」と定義したうえで、大石氏らの鷹場研究にみられる江戸周辺地域の分散・入組知行における警察権および治安維持体制の弱さへの対応策として、享保期の鷹場の再編強化を進めたとされる江戸周辺の一円的広域支配論に疑問を投げかけている¹¹⁾。その批判対象には筆者の研究も含まれているが、筆者がかつて鷹場支配による一円的広域支配論を展開しながらも、鳥見の幅広い権限について「鳥の飛来の妨害となるものであるかどうか」¹²⁾を前提としていることを評価している。ここには、鷹場を鷹狩の場とみなす視点を堅持しようとする伊藤氏の姿勢が貫かれている。このような鷹場による広域支配論に対する伊藤氏の批判は、その後の放鷹制度研究に少なからず影響を与え、鷹および鷹場の問題をさまざまな視点からの研究へと向かわせたといつてよい。その指摘を意識して進められたものの一つに大友一雄氏の鷹をめぐる儀礼研究

があり、「従来の鷹に関する研究が、もっぱら鷹場研究としてなされ、やや強引な地域支配機構論に陥っている」として、鷹をめぐる諸問題の全体を覆う視点の基本に、將軍の鷹狩を踏まえた鳥類の贈答行為を据え、「享保期における鷹狩の再興は、こうした贈答儀礼のあり方の問題から論じることが可能と考える」という見解も提起されている。

鷹をめぐる問題は、端的にいつても、鷹・鷹狩・鷹場にかかわる諸関係が含まれており、それらを総括的に取り上げることが容易ではない。これまで、幕府放鷹制度の研究は、それぞれの問題関心からさまざまな研究が進められ、大きな広がりをもつにいたった。しかし、幕府鷹場の研究に限定してみると、江戸周辺鷹場が將軍の鷹狩の場であることよりも、江戸周辺という地域特性を重視した広域支配論・地域編成論へ偏りすぎた側面があったことを認めざるをえない。筆者自身、多少なりとも鷹場研究にかかわってきた一人としてそのことを痛感している。

そこで本稿では、享保期の放鷹制度復活を説明する基本に、將軍の鷹狩の問題を中心に据え、その復活の実態と意義を考察することとする¹⁴⁾。その際、この復活の問題を江戸周辺地域の再編問題に収斂して考察することには疑問を抱いており、この復活策を吉宗政権の政治課題への対応の一つとして、また鷹にかかわる諸制度（「放鷹制度」）全般にわたる視点から捉えていくことにしたい。なお、享保期の放鷹制度の復活をめぐることは、これまでに大石氏による研究があつてその事実関係が積み重ねられているのだが、筆者なりの分析視覚により、その歴史的意義を紐解いていきたいと思う。その際、制度史の解明はもちろん、国家と社会の視点を意識しながら論を進めたい。

一 鷹狩の復活と放鷹制度再興の特質

(一) 鷹職制の整備と鷹狩の復活

まず、享保期における幕府放鷹制度の復活を考えるにあたって、次の諸点を確認しておきたい。宝永六年（一七〇九）正月の五代將軍綱吉の没後、幕府は中野犬小屋の撤去などを断行し、それ以降実現にはいたらなかったが鷹狩の復活を模索し、正徳元年（一七一）十月に朝鮮通信使から贈られた鷹を吹上の花畑奉行のもとで飼養していた。また、のちに八代將軍となる和歌山藩主徳川吉宗は、元禄六年（一六九三）九月の幕府の鷹遣い停止以後、松坂の鷹部屋を廢止して鷹を放ち、また十月には恩賜鷹場を返上し、幕府方針に歩調を合わせたが、綱吉没後の宝永七年十一月には伊勢国松坂・田丸領などで鷹狩を再開した。この時期、放鷹制度を復活し、鷹狩を再開した大名は少なくなかった。こうした状況下で、吉宗政権によって幕府放鷹制度復活策が進められたのである。

正徳六年四月三十日、七代將軍徳川家継が死去し、この日にその後継者として和歌山藩主徳川吉宗が江戸城二丸に入った。次いで、五月二十二日には二丸から本丸に移り、幕府政治を本格的に始動させることになった。七月一日には享保と改元され、同月二十二日には吉宗が若年寄大久保佐渡守常春に「鷹のこと奉はり、かつ鷹坊の吏を選挙すべし」と命じた。その経緯については、「鷹狩は元禄よりこのかた廢せしこと数十年にいたりしかば、御狩のありさまをもしる者なかりしに、佐渡守常春方に練せし者故、御鷹のことにもあづかり」と記され、大久保の個人的資質の高さによる選定であることが強調されているが、綱吉時代の御鷹方支配が若年寄の職務分課の一つであったことからすれば、それを踏襲したともいえるのである。

いっぽう、七月二十六日には吉宗から指示を受けた勘定奉行水野因幡守忠順が、かつて鷹狩にかかわった幕臣に「若御鷹野御成など被仰

出候得者、此方先年 御成之書物無之二付、代々御鷹野之節書物等可有之候間、書付可被差出候」と通達し、一部の者は「先年 御成之節之儀度々類焼二而、委細之書物等者無之候得共、大猷院様 嚴有院様 木母寺江御成之節、大概書并御道筋書付」を提出している。八月三日には、吉宗が新番士の戸田五助勝房と小普請の間宮左衛門敦信に「鷹の事」を命じ、六日後の九日には戸田勝房を江戸城に呼んで「嚴有院殿放鷹の御遊ありし故事」を尋問した。そして、翌十日には江戸より「十里四方」の地域を古来の通り「御留場」に再指定し、鳥類の威嚇や殺生を禁じた。このように、吉宗は幕府の放鷹制度の復活を企図するなかで、残存状況のよくない鷹狩に関する古制の記録の収集に努めるいっぽうで、「御留場」の復活に着手したのである。

この年八月十三日には、將軍宣下の大礼が挙行され、吉宗は制度的にも幕府権力の頂点に立ち、幕政運営を本格化させた。同月二十二日には戸田勝房と間宮敦信とを鷹師頭に任命してこの職を復活させ、九月十三日には小普請の小栗長右衛門正等を鷹師頭見習に任命した。戸田と間宮はともに五代將軍綱吉の代に鷹師頭を務めていた者であり、小栗は父正直の代まで鷹師頭を務めた家柄の出身であった。次いで、十六日には鷹師や鳥見が若干任命され、その職もまた復活した。しかし、十二月十九日には、鷹師頭間宮敦信が諸大名から献上された鷹のことで不正があつて小普請へ異動となり、小栗正等が鷹師頭の本役となった。

このなかで、鷹師の組織は、享保二年十一月には、鷹師頭戸田勝房のもとに鷹師二〇名・鷹師同心上役二名・同見習三名・鷹師同心三名の総数五九名、鷹師頭小栗正等のもとに鷹師二三名・鷹師同心上役二名・同見習一名・鷹師同心三三名の総数六一名、合計一二〇名で構成されていた。綱吉の將軍就任直後の天和元年（一六八一）の鷹師人

数が鷹師頭五名・鶴頭五名・寄合組頭三名・手鷹師一六名・鷹師同心二五二名・餌差一〇八名であったことからは、吉宗政権は鷹師組織を大幅に縮小して構築することにより、鷹狩の再興を進めたのである。

また、鳥見は、享保元年九月十五日に鳥見組頭一名、鳥見八名が任命され、これは「先年御鳥見相勤候もの、或者親相勤候者など享保元年御糺有之、先規之通御鳥見被 仰付候」とあるように、かつて鳥見を務めた家柄の者の中から選任するという方針のもとで進められ、同月には「先年之通、御鷹場相廻り可申候間、抱屋敷并百姓地共万端可被申合候」とあって「御鷹場」の巡回とその支配を命じられた。このように、鷹場支配にあたる鷹師頭・鳥見の復活により「御鷹場」も復活したのである。十二月七日には、鳥見組頭一名・鳥見九名が増員され、その総数は鳥見組頭二名・鳥見一七名となった。その後の増員によって、元文四年（一七三九）七月には江戸周辺六筋の御場掛鳥見の定員は三五名となり、綱吉時代の鳥見職の廃止までに少なくとも三〇名が削減されているところからみて、ほぼ旧来の定員に復したといえよう。

將軍の鷹狩の再開に向けた準備は、鷹役人や鷹場の復活に終始しただけではなかった。綱吉政権のもとで存在した網奉行・殺生奉行などの職制は復活しなかつた。鷹野御成を扱う専従体制を整備したのはこの期の特徴であった。若年寄のうち一人は、鷹方支配を担当しただけでなく、御場御用掛を命じられて將軍の鷹野御成に伴う庶務全般を統括した。初代の御場御用掛は吉宗の信任厚い大久保常春であったが、それを補佐したのが御場掛で、その当初、和歌山藩士から幕臣化して小納戸（のち小納戸頭取）を務めた者のなかから選任され、御成先の事前見分や勢力人足の徴発、そして鷹場関係の法令伝達などの鷹野御成にかかわる広範囲な職務を担った。初代の御場掛は、和歌

山藩時代に吉宗に近侍し、幕臣となつて小納戸に就任した松下當恒で、その職務とのかかわりで江戸周辺地域の園地化政策にも深く関与し、享保十九年六月までその任にあった。

そして、享保二年五月十一日には吉宗によるはじめての鶴御成が亀戸・隅田川辺で挙行され、將軍の鷹狩が復活した。この時の模様は、「大久保佐渡守常春はじめ、近衛、外様あまた陪従す、けふの御道は、兩國橋より麒麟丸といふ船を奉る、かくて堅川を過て、天神橋のかたはらより上らせたまひ、天神の社頭にしばしいこはせられ、立出させ給ひ、船中にて御みづから鉄砲もて鶴を御うちとめあり、やがて葭沼にいたらせ給ひ、墨田川堤の上に御床几めされ、供奉の両番、小十人組の遠勢子を指揮せらる、葭沼には徒士二隊入て鶴をかり出す、この時勢子指揮のさま御旨にかなひしとて、徒頭に御褒詞下され、持せたまふ御扇子を下さる、(略) 木母寺の前にて漁人の打網を御覧じ、やがて木母寺に御息息まし、(略) 昼のおもの奉る、宿老、少老、みな魚類をあまた献ず、関東郡代伊奈半左衛門忠達は鯉、鮎、蜆を献ず、新番頭竹本土佐守長鮮、先手頭須田助十郎盛員寺中を警衛す、後門の枯松に鶴の止りゐたるを御覧じ、仰ありて、松下専助當恒、渋谷縫殿右衛門良信、贊主計頭正直、かはるがはる鳥銃もて打とむる、御帰路の船中、水主をして棹歌を奏せしめらる、かゝることは歴世久しく絶えし事なれば、世人聞伝へ、耳目をおどろかせしといへり、はじめての御放鷹なれば、供奉みな酒をたまふ」と記され、この鶴御成には船を使って亀戸・隅田川辺に出かけ、これには御場御用掛の若年寄大久保常春をはじめ、多くの幕臣が供奉し、吉宗が勢子を勤めた書院番・小姓組・小十人組・徒士を指揮して鶴を狩り出し、鉄砲で打ちとめている。また、木母寺を御憩息所として昼食をとり、この時老中・若年寄・代官伊奈氏らから魚などが献上され、新番頭・先手頭らが寺中を警備した。こうして將軍吉宗によるはじめての鷹狩が滞りなく終了したので

ある。これを祝つて、翌十二日には、水戸徳川家・紀伊徳川家が鯛一折を献上し、將軍家からは、この両家の江戸屋敷に書院番頭や小姓組番頭を派遣して將軍自らが捕獲した梅首鶏を下賜し、尾張徳川家にも宿継により梅首鶏を下賜した。²⁹⁾さらに、十三日にはこの鷹狩に奉仕した御場御用掛の若年寄大久保常春、御場掛の小納戸桑山盛政・松下當恒、鷹師頭戸田勝房に時服・金などが下賜され、十六日にも目付・徒頭・船手頭・代官伊奈氏・鷹師頭、勢子役の徒士らに時服・銀などが下賜された。³⁰⁾しかし、これらの行為が旧に復したとはいえ、その本格的な鷹儀礼の再興には程遠く、その規模・内容もきわめて限定されたものであった。

これ以後、吉宗は盛んに鷹狩を挙行したが、鷹狩の諸制度は単なる復活ではなく、すでにそのいくつかは述べたように全体的にその縮小化が著しく進み、その見直しも計られた。享保二年七月二十五日には將軍鷹狩制が公布され、將軍が早朝鷹狩に出かける時、それまでは詰番の者が拝謁しなければならなかったが、以後は辰刻(午前八時)以前であれば大目付一人とし、それ以後で御供揃いの時は従来通りとした。³¹⁾また、十二月十七日には、將軍の鷹狩当日の警備にあたっては町方・在方の民衆の家職の支障にならないようにし、また橋梁の破損も過度の修復をしないように申し渡している。このほか、「諸役所より差遣し候御道具人数之事、委吟味いたし、随分すくなく差遣シ可申候、御延氣御鷹野先之儀、御供廻り御番人并思召在之候て被 仰付候御人数之外は、よろつ事すくなく、御膳所え至迄も御不自由被遊 思召二候之処ニ、自然御用二入へきやと、用意ものなと持参候儀 上意³²⁾二不叶候、何そ御事かけさせられ候分ハ不苦候間、定り之外の物持参之儀、堅無用候事³³⁾とあるように、調度品輸送・番人・御膳所の対応に要する人員の軽減を命じ、この措置は將軍の意思に基づくもので、そのことで失態があつたとしても責任を問わないことにした。さらに、同月

二十日には、鷹狩からの將軍帰還後の、月番老中宅および飛札による諸大名・門番のご機嫌伺いを廃止し、門番の配置や装束についても一段と簡素化が進んだのである。³⁴⁾

ところで、享保三年閏十月二十八日、仙台藩重臣田村主馬は、藩主伊達吉村を経由して御場御用掛の若年寄大久保常春から「鶉御鷹野之事」を尋ねられ、報告すべきことを命じられた。そこで、田村は、四代藩主であつた伊達綱村から「鶉鷹野」のことを聴取し、翌二十九日に田村の署名でそのありようを一〇か条にまとめて大久保に提出し、藩主吉村へも上呈した。しかし、大久保の尋問の内容は、「ウツラノ事、鷹ニテトラセ候ワケヲ申上候儀ニ而ハ無之候、惣而関東辺ト上方ハ田畑之様子替り、諸鳥ニツキ候品モ違候ユヘ、ウツラノ多ク附候ハ、イツ頃多ク、場所ハ何様之所何様之草ニウツラ多ク集候トノ儀ヲ、鷹遣候モノ又ハ獵師ニ成共承り、申達候様ニトノ事ニ候」ということであり、田村は改めて八か条にわたる書面を作成し直し、藩主吉村の承認を得て大久保に提出した。さらに、吉村もまた、十二月付で「鶉附候場所之儀ニ付、田村主馬ヲ以被仰聞候趣、承知仕、別紙之通御座候、右場所之絵図差添申候」という内容の口上書を送り、鷹遣いの者や獵師から聞き取つた事柄と鶉の生息している場所の絵図とを添えて大久保に提出した。このように、御場御用掛の大久保は、將軍の鷹狩の再興にかかわつて幕府家臣から古書物の提出を求めただけでなく、諸藩からも鷹狩に関する書類の提出を命じ、多くの情報収集によりその復興を果たしていったのである。

(二) 御留場の復活と公儀鷹場の再編

ここでは、鷹場復活の経緯とその特色をみていくことにする。まず、幕府は、鷹場の復活に先立ち、享保元年(一七二六)八月十日に従来の「江戸より十里四方」の地域を「御留場」に再指定した。³⁵⁾このため、

勘定奉行・勘定吟味役は、同年八月付で次のような通達を代官に出し、支配村々に触れるように命じた。³⁵⁾

| | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|---|
| 武州 | 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 足立郡 | 豊島郡 | 葛飾郡 | 荏原郡 | 橘樹郡 | |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | |
| 久良岐郡 | 都筑郡 | 多摩郡 | 高麗郡 | 新座郡 | |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | |
| 入間郡 | 埼玉郡 | 三浦郡 | 鎌倉郡 | 高座郡 | |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 | |
| 同 | 下総国 | 同 | 同 | 同 | |
| 愛甲郡 | 葛飾郡 | 千葉郡 | 印旛郡 | 相馬郡 | |
| 常陸国 | 同 | 同 | 同 | 同 | |
| 筑波郡 | | | | | |

右郡之内江戸より拾里四方、古来之通御留場ニ相成候間、万事如先規相心得、私領共ニ右之場所江戸より拾里之間、鳥をどし不申様可被申付候、尤私領方江も右向寄之面々者、右之旨相達置可被申候

ここには、武蔵・相模・下総・常陸の四か国内の二一郡が書き上げられ、このうちの「江戸より拾里四方」に位置する地域が従来通り御留場に再指定され、ここでの鳥の威嚇が禁止された。そして、この地域の私領村々には、それに隣接して幕領支配を行っている代官に通達するように命じた。この段階では鷹職制も復活しておらず、歴代將軍の鷹狩の古制を調査しているなかで、五代將軍綱吉の代の「江戸より拾里四方」の御留場を復活させたのである。これを受けて、同十二日、御留場の村々は、代官手代から「御鷹場御用」のため、名主・年寄の印判を持参するように申し渡されていた。³⁶⁾

同年九月十一日、幕府は、武蔵国内の沼辺・世田谷・中野・戸田・平柳・淵江・八条・葛西・品川の九か領を御留場と位置づけたうえで、「右之場所より四五里之間、鳥おどし不申様」に命じた。これには「先達て御勘定奉行へ相渡通達候処、いまた殺生いたし候者有之様ニ相聞

え候」という実態があり、これへの対応として「私領ハ地頭より堅可申付候、近辺之御代官より手代相廻し、私領迄可遂吟味候」とあるように、代官手代が私領まで鳥の殺生・威嚇の取締りにあたるようになった。このように、代官手代が御留場の支配にかかわって「御料同前」に私領村々の巡回と殺生取締りとに関与できることが公認されたのである。

そして、九月十五日に鷹匠・鳥見の職制が再置されると、本格的な鷹場支配を開始し、鷹匠頭や鷹匠は「御鷹野御用」のため鷹場村々の見分に出かけ、村々には「鷹場小屋番人」(鷹番)の拠出を命じた。³⁷⁾ また、二十七日には勘定奉行らが代官を経由して「先達而江戸より十里程之村々鳥おとし不申様ニ被相触候様ニ申達し候へ共、向後ハ御留場より式三リ之間鳥おとし不申苦二候」とあるように、「鳥威し」禁止区域を従来の「江戸より十里程」から「御留場より式三リ之間」へと変更することを関係村々に触れた。

同時に、鳥見による鷹場支配も開始され、十月には鷹場村々に鷹場法度手形の提出を命じ、たとえば下総国相馬郡小金領久寺家村では鷹場の維持にかかわる八か条の法度に対する請書を九月十五日に任命された鳥見八名に提出した。³⁸⁾ まもなく、武蔵国埼玉郡八条領村々には「今度御法度手形差出シ候村々、御料・私領共、寺社領石高書付、并拝領屋敷・抱屋敷書付持参可有之候、但近辺之村々申合候而五六ヶ村ツ、も一紙二書付、二三日中ニ若林平左衛門宅へ持参可致候」との通達が到来し、鷹場法度手形を提出した村々は、幕領・大名領・旗本領・寺社領を問わず、村高や村内の拝領屋敷・抱屋敷を記した文書を鳥見の若林宅に提出するように命じられた。そして、二十四日には鳥見の幡野・若林の両名が八条領割元に町屋手形・屋敷手形の徴集を止めることを伝達したが、これ以後も鷹場法度手形や石高調査書の提出を義務付けた。このうち、一村ごとの個別領主の石高記載の書付は、「領」限

第1表 享保初期の御拳場の規模

| 筋名 | 村数 | 石高(単位・石) |
|-----|-----|--------------|
| 葛西筋 | 261 | 105843.64904 |
| 岩淵筋 | 58 | 21247.24150 |
| 戸田筋 | 64 | 38188.10457 |
| 中野筋 | 75 | 37002.86086 |
| 品川筋 | 102 | 24027.18454 |
| 六郷筋 | 34 | 12505.90149 |
| 計 | 594 | 238814.94200 |

(注)「御場一件」(独立行政法人国立公文書館蔵)より作成

りに帳面を仕立て、御場御用掛の若年寄大久保常春に提出させたのである。⁴⁴⁾

こうして御留場の復活から、鷹匠頭・鳥見などの職制の再置により鷹場支配が開始されると、「御拳場」と呼ばれる鷹場が登場するようになった(第1表)。享保元年十月、御場御用掛の若年寄大久保常春の申し渡しによって、鷹場村々に触れられた法令には、「御

拳場其外御留場之儀、十月より正月まで魚殺生昼之内御糺無之候、夜中殺生仕間敷旨、先達而御触有之候処、御拳場之内者、所二寄昼之内も魚殺生留可申旨、御鳥見より差図有之処者、殺生仕間敷旨、御拳場村々江可申渡候、并私領・寺社領共各向寄より可被相達候」とあり、御拳場と「御留場」では十月から正月まで昼間の魚殺生は許され、夜中は禁じられていたが、御拳場の一部には昼間であってもそれが禁止されている地域があった。ここには御拳場と「御留場」とが同一ではないことが明らかにされ、特に御拳場の支配は鳥見と密接にかかわっていたことが示されたのである。

享保二年五月、幕府は江戸町方の犬を御拳場のほうへ捨てないことを命じ、七月には「江戸五里四方 御拳場」に居住する浪人の調査に乗り出し、居住している場合には「御鷹御用懸之御目付」まで報告するように代官から村々に触れさせた。⁴⁵⁾

このように、御拳場は、「江戸五里四方」との関係性が明確になってきたものの、その概念が鷹場村々に理解できたわけではなく、幕府側の要請として用いられ、法令を通じて村々に浸透させようとした。と

ころが、同三年七月二十四日、鳥見は「御拳場之訳村々ニ而不案内之由及承候」という地域の実情を受け止め、「相触申候証文差出被申候村々ハ、御拳場二候間可被得其意候」と返答した。すなわち、御拳場とは、鳥見から鷹場法度証文(鷹場法度手形)の提出を義務付けられた村々であるとして、支配の事実関係の積み上げによって理解させようとした。そして、御拳場村々は、鳥見による鷹場支配のほか、鷹番人足や鶴飛来時の番人などの鷹野役を賦課されたのである。

さて、御拳場は、將軍の鷹狩の復活によって、幕府鷹場のうち將軍の鷹狩の場であることが明確化するが、それだけに鷹場規制はもつともきびしいものとなった。その地域は決して固定していたものではなく、享保八年十二月には鷹師頭戸田勝房の管轄下にあった武蔵国足立郡吉笹原・宿篠葉・谷古宇・弥惣右衛門新田・太郎左衛門新田・北草加・庄左衛門新田・南草加・千左衛門新田・桐戸・中曾根・篠葉の一二か村が御拳場に編入され、元文三年(一七三八)八月にも江戸の町方に属した浅草寺領の諏訪・駒形・並木・西仲・東仲・三軒・田原・浅草・田町・聖天の一〇か町が鷹場法度手形の提出を義務付けられ、御拳場に編入された。⁴⁶⁾このように、吉宗政権のもとで、御拳場は拡大したが、その後はほぼ固定した(第2表)。

享保期の幕府鷹場の復活は、鷹場の再編を伴ったが、御拳場を創出しただけではなかった。五代將軍綱吉の代に、鷹師頭が管轄した鷹場は「取飼場」と呼ばれはじめていたが、享保期の鷹場再編においても復活し、しだ

第2表 近世後期の御拳場の規模

| 筋名 | 村数 | 石高(単位・石) |
|-----|-----|--------------|
| 葛西筋 | 223 | 86347.32398 |
| 岩淵筋 | 137 | 43373.14940 |
| 戸田筋 | 72 | 36500.17083 |
| 中野筋 | 81 | 25093.77724 |
| 目黒筋 | 100 | 24437.19014 |
| 品川筋 | 78 | 33051.86530 |
| 計 | 691 | 248803.47689 |

(注)「江戸御場絵図」(独立行政法人国立公文書館蔵)より作成

いに「御鷹捉飼場」あるいは「御捉飼場」・「捉飼場」という呼称で定着していった。管見の限り、幕府法令での初見は享保三年十月令で、それには「御拳場・御留場・取飼場之内ニ有之候池沼流之分、来正月迄魚殺生一切仕間敷候、船乗通り候川筋等之儀ハ不苦候」とあり、御拳場・御留場・取飼場内の池・沼では来年正月まで魚の殺生を禁じた。この法令ではすでに取飼場の存在を前提としており、その復活がさらにさかのぼることが明らかである。「享保二酉年御鷹野留」には、次のような記述がみられる。

一、野廻り之もの、享保二酉年御捉飼場相定候節より被 仰付候

事

(朱筆)「但、死失・跡役等之義者、御鷹匠頭より申立、御断、

御勘定所江相下り名前之もの支配御代官江身元札之儀、

御勘定所江達有之、札書付差出、御勘定所差回数次第銘

字帯刀御免、御扶持方式人扶持ツ、被下旨申渡、御鷹

匠頭二而勤方神文申付候事、尤御扶持渡高之儀、御勘

定奉行・吟味役印状相渡、勤役中者御鷹匠頭支配」

これによれば、享保二年に「御捉飼場」は設定され、その際に「野廻り」が任命されたという。しかし、この史料は後年の編纂であり、一部に誤りがみられる。「御捉飼場」が享保二年に指定されたとするのは確かであろうと推察されるのだが、その支配にあたる「野廻り」が同年に任命されていたという記述は正確ではない。享保三年七月十八日、御場御用掛の若年寄大久保常春は、「郷鳥見之儀、向後野廻与申苦二候間可存其意候」という内容を勘定奉行から鷹匠頭に伝えさせ、また鷹場村々には勘定奉行・勘定吟味役を通じて代官伊奈半左衛門忠達から周知させた。このように、「御捉飼場」の設定当初にその支配を命じられたのは「郷鳥見」であり、この役職は翌三年に「野廻り」に改称され、苗字帯刀御免の特権と二人扶持の給与を与えられ、鷹匠頭に

従属して御捉飼場の支配に従事した。御捉飼場は鷹匠頭の管轄に属した鷹場で、その範囲は近世後期に記録された「村越筆記」によれば「関東において両組(鷹匠頭の戸田・内山の所属を示す)に五十三万五千石宛の地を定めて鷹場とす」(カッコ内筆者注記、以下同じ)とあり、御拳場の外側の関東地域の一〇七万石の地に及んでいた。

また、享保七年二月、幕府は、「今度八王子二出来候御鷹部屋、四方三里宛之内ハ鳩より以下之鳥殺生停止候間、其段彼御代官より御領・私領え相触候様可申渡候」とあるように、武蔵国多摩郡八王子に鷹部屋を建設し、その周辺三里四方以内での鳩などの鳥類の殺生を禁じた。八王子には近世前期にも鷹部屋が建設されており、「昔この辺の御代官竹本権右衛門光政の御鷹役を兼つとめり、故に御鷹部屋ありしなり、又上野原宿天神森の東に餌指屋舗の跡あり、光政が伝をみるに、台徳院殿の御時、忍・河越辺へ御放鷹なれば、光政常に陪し奉れり、命ありて己が鷹をも飼ひおき、この辺東は日野・玉川まで西は甲州郡内境、南は相州津久井、北は伊奈・平井をかぎりとして、常に放鷹をならはせり、その孫権右衛門がときまで、放鳥屋二十軒、繫鳥屋十軒をたておきしかども、寛文十二年同国鉦形より御鷹部屋十軒をうつされ、すべて四十軒に及べりと云ふ、天和三年八月命ありて江戸へうつりしとき、この御鷹部屋を廃せられたり」と記録されている。このように、八王子は幕府の鷹部屋の一大拠点であり、その周辺の広い地域が鷹狩の訓練場となっていたが、綱吉政権の放鷹制度の縮小策により廃止されたのである。そのため、享保期の八王子鷹部屋建造はその復興という意味を有していたといえよう。また、「初、武州・総州辺五ヶ所に、鷹匠役所を置きたりしが、享保元年のころより、江戸吹上に役所を設け、千駄木、雑司谷の二箇所に鷹匠を置き、これを閑せしむ」とあるように、近世前期には関東に五か所の鷹部屋が存在したとする記録もあり、それは江戸や八王子のほか、武蔵国鉦形・鴻巣・忍・川越、上

総国姉崎などを指すものとみられる。さらに、近世初・前期には、近江国野洲郡落久保(乙窪)・遠江国中泉・伊豆国三島などにも鷹部屋(鳥屋・鳩)が存在していた。⁵⁵⁾このように、享保期の鷹部屋の再建は、近世前期と比較すれば、鷹匠系統役人の著しい減少と同様に、きわめて縮小した形での復活であったのである。なお、八王子の鷹部屋周辺の三里四方は、鷹匠の鷹狩の訓練場として鳩以下の捕鳥禁止区域となっていたわけだが、江戸の鷹部屋を所管する鷹匠の鷹狩の訓練場が「御捉飼場」であったことからしても、この地域は幕府鷹場の範疇で捉えられるといえよう。

ところで、將軍吉宗による鷹狩が復活してまもない享保二年五月十五日、「三家の方々に放鷹の地を下さる、これ古制に復せられしなり」とあるように、幕府は御三家に恩賜鷹場を下賜し、その古制を復活することを決定した。そのうち、紀伊徳川家の恩賜鷹場(紀州鷹場と略記する)の復活の経緯をみると、まず「御公儀御鳥見平山六左衛門殿大門町江被相越、紀州椋御鷹場御吟味、則村々御呼被成、石高共御取被成、如此帳面ニ仕立差出申候、伊奈半左衛門殿御役人衆兩人附被参候⁵⁶⁾」とあるように、幕府鳥見の平山六左衛門義言が紀州鷹場の吟味を行い、その鷹場村々に石高を書上げた帳面の仕立てを命じ、六月二日に提出させた。この時、代官伊奈氏の家臣も同行したという。これと平行して、かつて紀州鷹場の鳥見を務めた大宮町の北沢甚之丞は和歌山藩江戸屋敷の御頭頭太田五郎兵衛から「先年之御鷹場覚候分書物二書」⁵⁷⁾いて提出するように命じられ、「領之書付」と「銘々最寄之村之帳面」とを提出した。また、北沢は「公儀御代官」石川伝兵衛から呼び出され、「先年御鷹場之義御尋」のため勘定吟味役杉岡弥太郎能連宅へ出向くように命じられた。杉岡は、御場御用掛の若年寄大久保常春から、「大宮町喜多沢甚之丞と申もの、先年 紀州之御鷹野 御宿相勤、御殿拜領仕、御鷹場中肝煎仕候」⁵⁸⁾ことの実態調査を命じられ、「先

年之書物・帳面」の提出を求められていた。さらに、北沢は、「領ハ絵図ニ仕、村名ハ横帳ニ仕」という命を受けてその提出を命じられ、その際「先年御鷹場惣高何程と覚候哉御尋ニ付五万石余」と返答し、絵図・帳面は六月五日に杉岡のもとに提出した。こうした紀州鷹場の古制の調査に基づき、同年六月付で幕府の勘定奉行・勘定吟味役は関係村々に紀州鷹場の再指定を触れ、次いで七月十四日、幕府代官都筑藤十郎法景は北沢ら六名の者が紀州鳥見を務めることになったことを紀州鷹場村々に触れた。⁵⁹⁾

このように、紀州鷹場の復活は公儀役人の主導で進められ、その後も「公儀御拳場・御捉飼場と此方御鷹場と入込有之」という実態調査や新しく紀州鷹場に編入された村々の周知が行われ、享保十年五月に作成された「御鷹場惣村石高控帳」によれば、紀州鷹場の規模は二一〇か村、五万八千石余であった。⁶⁰⁾尾張徳川家や水戸徳川家の恩賜鷹場の復活も、同様の事情であったと推察される。また、御三家を除いて、近世前期にみられた諸大名への恩賜鷹場の下賜は、享保期にはみられず、幕府では畿内近国の幕府鷹場や恩賜鷹場の復活を意図しなかった。⁶¹⁾

そこで、享保三年七月、幕府は、諸大名に次のような措置を講じた。⁶²⁾

御拳場之外、御留場之内、城主、領主、一万石以上之分、先規は鳥不致殺生由ニ候得共、今度鷹遣候儀御免に候、但自身鷹遣候節は鷹・鴨迄は御免に候、自身不出時は、鷹・鴨は致遠慮、其外之軽き鳥取せ候事は不苦候、鉄砲は勿論、鷹之餌之外、もち網・わなにて鳥を取候義、堅御制禁に候

これによれば、一万石以上の大名には、御拳場の外側で御留場の内側での鷹狩を認め、大名本人であれば鷹や鴨の捕獲を許し、大名の代人の場合には鷹や鴨以外の小鳥の捕獲を認め、鷹餌の捕鳥以外の目的で鉄砲や網・罟の使用を禁じた。この時対象となった大名は、彦根

藩主井伊掃部頭直惟・秋田藩主佐竹右京大夫義峯・下総古河藩主本多中務大輔忠良・下総結城藩主水野撰津守勝政・下野大田原藩主大田原飛騨守扶清・上野館林藩主松平(越智)右近将監清武・武蔵忍藩主阿部豊後守正喬・常陸下館藩主黒田豊前守直邦・下総佐倉藩主稻葉丹後守正知・川越藩主秋元伊賀守喬房・上野沼田藩主本多遠江守正武・武蔵岩槻藩主永井伊豆守直陳・下野壬生藩主鳥居丹波守忠暲・陸奥福島藩主板倉出雲守重泰・下野足利藩主戸田大隅守忠圃・常陸下妻藩主井上遠江守正長・下総多古藩主松平(久松)大蔵少輔勝以・丹後峰山藩主京極主膳正高之・武蔵久喜藩主米津出羽守政容・下総高岡藩主井上筑後守正郷・常陸笠間藩主井上河内守正岑・下総関宿藩主久世大和守重之であり、御拳場や御留場内に所領を有する大名たちであったが、かれらは「常々手前役人をも廻し、鳥御制禁之儀急度相守候様に可申付候」とあるように、公儀鷹場の利用と引き換えにその支配を担当するように命じられたのである。

また、吉宗政権のもとでは、吉宗の二男田安宗武と四男一橋宗尹とが元文三年(一七三八)八月に御拳場内の葛西筋宇喜田・行徳・小金、品川筋江古田・和田地域に「御借場」を下賜された⁶⁵。両家の御借場は、下総国小金・行徳・栗原、武蔵国六郷・川崎・稲毛・野方・府中・世田谷の各領に属した一九〇か村であり、その石高は六万五千石余に及んでいた。この鷹場は両家の共同利用であり、また御拳場内に位置づいていたことから、その支配は幕府鳥見によって行われていた。その後、十代將軍家治の代の宝暦十三年(一七六三)八月、九代將軍家重の二男清水重好が御拳場内に御借場を下賜され⁶⁶、その地域は武蔵国八条・岩淵・世田谷の各領に属する一〇〇か村余で、その石高は三万石余であった。こうして、御三卿にも御借場と呼ばれる鷹場が御拳場内に下賜されたのである。

このように、享保期の公儀鷹場は、大別して幕府鷹場と恩賜鷹場と

で構成され、このうち幕府鷹場は御拳場・御捉飼場・八王子鷹部屋周辺の鷹遣い場に編成され、また恩賜鷹場は御三家・御三卿のみに下賜され、全体としてその縮小化がはかられて関東に限定されるという特色を有した。なお、御三家の恩賜鷹場は御拳場の外側であったのに対して、御三卿の御借場は御拳場内に位置づき、將軍の鷹狩の場との使い分けによって利用されたのである。

(三) 諸鳥の贈答・饗応儀礼の復活

まず、將軍家から天皇家への「初鶴」・「初菱喰」の進献について確認しておきたい。五代將軍綱吉の代に、天皇家への「御鷹之鶴」の進献儀礼は停止したが、大名から將軍家への「初鶴」・「初菱喰」の献上は維持され、その一部を將軍家が天皇家へ進献していた。この將軍家の天皇家への「初鶴」・「初菱喰」の進献儀礼は、六代將軍家宣・七代將軍家継の代にも継続され、八代將軍吉宗もこれを踏襲した。「有徳院殿御実紀」の享保元年(一七二六)八月二十三日条に「大内に新鴻、法皇に新蹴を進たまふ」とあり、同日二十五日条に「大内に鶴、法皇に新鴻を進らせらる」とあるのがその証左である。これ以後も、朝廷への鶴(「初鶴」であろう)と新鴻(「初菱喰」)の進献は、將軍家の年中行事の一つとなっていた。

秋田藩佐竹家では、「將軍家江 御献上物之事」と題する記録のなかで、享保元年八月二十二日に幕府から「年始・八朔・御太刀并御盃台・三節句献上物之外、年中献上物、在所二有之物、又ハ求候而差上候分、書付候而差出候」と申し渡され、また同月二十五日に「初菱喰」の献上については、次のように記述している⁶⁷。

一、今日初菱喰御献上之事、二番鳥廿六日、三番鳥廿七日

但、初鳥例年八月被差上候二付、盆後より鉄砲役人在々江被遣候得共、今年ハ八月十日頃迄

有章院棟考 將軍家繼公御百ヶ日之中二付、鉄砲二而為御留被成候儀如何故、御内々七月九日御用番之御用人江相窺候所、翌十日右之段ハ否御挨拶不相成趣申聞候故、左候ハ、献上之義如何可仕旨尋候処、鉄砲ハ何方ニ而も在之事ニ候、兎角帰宅可申談由故罷帰、同十二日又々參上、菱喰献上之義ハ並之御衆中承合候而、献上可仕旨申達候上、今日献上也これによれば、秋田藩では將軍家に初鳥を例年八月に献上していたが、享保元年（正徳六年）四月晦日の將軍家繼の死去により八月十日まで服喪中のため、その間の鉄砲使用による殺生が可能かどうかを幕府に問い合わせたところ、同列の大名と相談して献上するように申し渡され、その結果「初菱喰」の献上が八月二十五日になったという。このような状況下でも、大名の將軍家への初鳥の献上が継続されていたのである。

また、「有徳院殿御実紀」の享保三年十一月二十二日条には、「御みづから得給ひし鶴を、内、院に駆進せらる」とあり、將軍吉宗は中御門天皇や靈元法皇へ「御拳之鶴」を進献し、その古制を復興させた。この前日に吉宗は葛西辺で鷹狩を挙行して自ら多くの獲物を捕獲し、そのうち鶴を贈ったものである。吉宗は、前年五月に將軍の鷹狩を復活しており、天皇家への「御拳之鶴」の進献は將軍の鷹狩権の発動と密接にかかわるものであったといえよう。さらに、將軍家は翌四年十一月九日にも靈元法皇に「御拳之鶴」を進献していた。寛保三年（一七四三）に幕臣菊池弥門が著し、幕府年中の礼式などに詳しい「柳營秘鑑」には、「禁裏江之御進献」の見出しで「御鷹之鶴、冬ニ至り、宿次を以御進献之、年ニ依りて雲雀被献事も有之、初鮭被献之、其外口切之御茶等也」と記され、將軍家では原則として天皇家へ「御鷹之鶴」の進献を恒例化していた。この古制の再興は、將軍の鷹狩の復活を経て朝廷への「御拳之鶴」の進献へとという順序で進められており、

將軍家側からの要請であったとみることができる。すなわち、將軍の鷹狩権は、朝廷への「御拳之鳥」（「御鷹之鳥」）の進献によってより強固なものになるといふ性格を有していたのであり、その進献は吉宗政権にとっても朝廷との礼秩序のうえで不可欠な儀礼行為であったのである。

さて、將軍の鷹狩の復活によって、大名への「御鷹之鳥」の下賜儀礼はどのように執行されたのであろうか。すでに述べたように、吉宗は鷹狩で捕獲した獲物の一部を諸大名に時宜にに応じて下賜していた。この「御鷹之鳥」の下賜は臨時的なものであり、家格が意識されていたとはいえず、一定した拝領基準により執行されたものではなかった。「有徳院殿御実紀」の享保五年十二月三日条には、諸大名への鷹の下賜の記事に続いて「是まで中絶せしを、今年より賜ふ」とあり、この年より「御鷹之鳥」の下賜儀礼を本格的に復活させたことを注記している。確かに、朝廷分を除くと、七月中旬から八月中旬にかけて使番を派遣して諸大名に雲雀三〇羽を下賜し、特に尾張徳川家には使者として小姓組番頭、水戸徳川家には書院番頭を派遣しているのが特徴であった。また、十二月には諸大名に鷹を下賜し、特に尾張徳川家には「御拳之鶴」、水戸徳川家と金沢藩主前田家には鶴を下賜しているのが注目される。ここには、大名によって使者や鳥の種類に違いがみられ、一定した秩序を読み取ることができる。

「柳營秘鑑」には、「御鷹之鳥・菓鷹等拝領之次第」の見出しで、次のような記述がみられる。¹⁷⁾

一、菓鷹ハ御在府之御三家江斗被進之

一、御鷹之鶴拝領之御三家・松平加賀守江被下之、御三家江之上使ハ両御番頭、加賀守江者御使番被遣、松平陸奥守・松平大隅守在府之節、享保十四年初而拝領被仰付、其外在国之国持衆江
 元年二式三人程ツ、有次第以宿繼被下之

一、御鷹之鷹・雲雀、御家門・国家（主力）之面々、准国主四品以上、在府之時節二より、右両品之内を通り被下之、四品以下之外様之大名も家二より拝領之、南部修理大夫被下之、御譜代衆ハ雖小身と城主以上被下之、何茂 上使御使番勤之

一、右鷹・雲雀、老中松平右京大夫、石川近江守、若年寄衆、有馬兵庫頭、加納遠江守、何茂於 御座之間被下之、御奏者番、寺社奉行、詰衆江於殿中拝領之、老中被伝之、京都所司代宿繼を以被下之

一、御三家、御在国之時ハ、招家来、於殿中鶴被遣之

「柳菟秘鑑」は寛保三年の序文があることから、その内容は享保期以降の制度化の実態が示されているといつてよいであろう。このことを前提に史料を確認していくと、第一条では東鷹の下賜が在府の御三家に限定されたことを示している。近世前期と比較すると、対象人数も減り、在国の大名の場合は廃止となり、きわめて縮小した。第二条では、「御鷹之鶴」の下賜が原則として御三家と金沢藩前田家のみとなり、派遣される使者には御三家が書院番頭・小姓組番頭、前田家が使番という違いがあった。また、仙台藩伊達家・鹿児島藩島津家では在府時のみ享保十四年から下賜されることになり、在国の国持大名の場合には一か年に二、三人ずつが下賜の対象となった。近世前期においては、在府・在国を問わず、国持大名で少将以上の者がすべて下賜対象であったことからすれば、この儀礼も大きく縮小された。第三条では、「御鷹之鷹」・「御鷹之雲雀」については、家門・国主、それに准国主で四品以上の者は在府時のみどちらか一品が下賜され、また四品以下の外様大名であっても家によって下賜の対象となり、盛岡藩南部家や譜代大名で城主以上の者にも下賜され、いずれも使番が派遣された。第四条では、老中・若年寄・御用取次・奏者番・寺社奉行・詰衆・京都所司代などの幕府役職を務める大名は、宿繼拝領の京都所司代を例

外として、江戸城内で下賜された。これも、近世前期と比較すると、個人を対象としたものが廃止され、一定した家格や役職の基準に基づいて下賜され、原則的にはこの二種の鳥を下賜されることはなくなつた。そして、ここには、近世前期にみられた梅首鶏の拝領基準が示されなくなり、あくまでも臨時的な下賜品となった。このように、享保期における「御鷹之鳥」の下賜儀礼はきわめて縮小されて復活し、武家社会における將軍家を頂点とした家格の編成と主従制の維持に機能すりことになったのである。

そこで、「御鷹之鳥」を拝領した大名側の対応を、秋田藩佐竹家を事例に簡単に確認する。享保十四年二月四日、幕府老中酒井忠首・松平乗邑・水野忠之の三名連署により、在国の秋田藩主佐竹義峯のもとへ「御鷹之鶴」拝領の奉書が到来した。同時に、同日付で老中水野忠之より江戸から出羽国秋田までの道中宿場に「状箱」と「鶴一」を送り届けるように宿繼証文が出された。これに対して、同月十一日付で佐竹家では老中奉書を拝見した旨の請書を前述の老中宛に送り、同時に藩主義峯が道中宿場へ老中水野の指図に従って「御状箱」と「御鷹之鶴」を届けるように添書を出した。またこの日、江戸城に向いて老中や若年寄などに書状や干鯛を差し上げ、御三家や家門・懇意の方々へも使者を派遣して挨拶を済ませている。そして、十五日に藩主惣出仕により「御鷹之鶴」の披露が行われ、翌十六日に藩主や重臣の列席のもとで「鶴庖丁」の儀式が行われ、その後家格に応じて着座し、その料理が振舞われ、親族には「御拝領之鶴小切」を配分した。このように、大名の將軍家からの「御鷹之鳥」の拝領は、御三家や幕府重臣へも礼節を尽し、また藩内部では藩士らに「御鷹之鶴」の披露と振舞いを実施し、將軍家の御恩を共有した。これは將軍の權威を強く意識させるものであると同時に、藩士らに藩主の權威を再確認させるものでもあり、藩主を頂点とした共同飲食の場を保障するものでもあった。

そして、この一連の儀式は古制が強く意識されて執行され、作法の形式化がいつそう進んだのである。

次に、「柳宮秘鑑」に記録される、將軍家の大名への「御鷹之鳥」の饗応儀礼のありようとその基準を確認したい。⁷⁵⁾

一、御代之初、御鷹之鷹、諸家江未被下以前、享保三年戊三月、御拳之鶴御料理被仰付、詰衆・老中嫡子・御奏者番江被下之、右何茂西湖之間ニ並居、御目見上意有之、其以後御饗応被成下、同年十二月、御拳之鷹御料理被成下面々、左之通

尾州 同 肥後守嫡子

松平出雲守 松平日向守 井伊掃部頭 松平大膳大夫

此四人御料理者鷹之間

小笠原右近將監御料理者柳之間

右於御座間 御目見被 仰付

松平(本多カ) 中務大輔 酒井左衛門尉 岡部美濃守

松平和泉守 真田伊豆守 牧野駿河守 水野出羽守

戸沢上総介 脇坂淡路守 松平因幡守 太田備中守

秋田主水正

右同上

有馬左衛門佐 松平采女正 西尾隴岐守 小笠原駿河守

植村右衛門佐 増山対馬守 本多若狭守 水野撰津守

酒井与四郎 右於御黒書院御目見上意有之、其後 御柳之

間御料理被下之、御鷹之鳥ハ御吸物也

これによれば、「御鷹之鷹」が一定した秩序のもとで大名の諸家に下賜される以前の享保三年三月、「御拳之鶴」の料理の饗応が詰衆・老中嫡子・奏者番を対象に西湖之間で行われたが、これは臨時的なものであった。このことは「有徳院殿御実紀」の同年三月四日条に「黒木書院に出給ひ、鷹の間詰、寺社奉行、奏者番等拝謁し、御鷹の鶴を調せ

られて饗をたまふ⁷⁶⁾とあり、一部相違点が認められるものの、鷹の間詰の人々や寺社奉行・奏者番らが「御鷹之鶴」を振舞われた。これに先立ち、同書の享保二年十二月二十二日条に「普第の衆めしありて出仕す、黒木書院にて面調あり、いづれも闊閑の輩なれば、ことに親昵におぼしめさる、ゆへ、御鷹にてとられし鶴もて饗をたまへば、ころよく盃酌すべしと面命あり、各感謝して退き饗膳にあづかる、三家の支族、溜詰、致仕小笠原峯雲長重は御座所にて拝謁をたまひ、宿老并に峯雲は奥にて饗膳下さる⁷⁶⁾とあり、「御鷹之鶴」が御三家の支族や老中ら「親昵」の者に振舞われた。この前提として、同年十一月二十三日には大名の一部を招いて「御拳之鶴」の料理を振舞い、この時招かれた会津藩主松平正甫は「服紗御小袖」を着用して登城し、老中戸田忠真に礼を述べ、料理を頂戴したという。この「御拳之鶴」の饗応は、「御当代初而之御事ニ候処、万方御首尾能被成済⁷⁶⁾とあるように、吉宗にとつてははじめての饗応であった。

次いで、この記録によれば、享保三年十二月に「御拳之鷹」の饗応儀礼が盛大に行われ、名古屋藩支流陸奥梁川藩主松平出雲守義方・同美濃高須藩主松平日向守義孝・彦根藩主井伊掃部頭直惟・会津藩主松平大膳大夫正甫の四人と豊前小倉藩主小笠原右近將監忠雄は、將軍吉宗と御座の間で謁見したあと、前者四人は鷹の間で、小笠原は柳の間で饗応された。また、下総古河藩主本多中務大輔忠良・出羽鶴岡藩主酒井左衛門尉忠真・和泉岸和田藩主岡部美濃守長泰・陸奥白河藩主松平和泉守基知・信濃松本藩主水野出羽守忠周・出羽新庄藩主戸沢上総介正庸・守忠辰・信濃松本藩主水野出羽守忠周・出羽新庄藩主戸沢上総介正庸・播磨竜野藩主脇坂淡路守安清・越後高田藩主松平因幡守定達・陸奥棚倉藩主太田備中守資晴・陸奥三春藩主秋田主水正頼季・越前丸岡藩主有馬左衛門佐一準・伊予今治藩主松平采女正定基・遠江横須賀藩主西尾隴岐守忠尚・越前勝山藩主小笠原駿河守信辰・大和高取藩主植村右

衛門佐家敬・伊勢長島藩主増山対馬守正任・信濃飯山藩主本多若狹守助芳・下総結城藩主水野摂津守勝政・前橋藩主酒井親愛の養子与四郎親本らが、將軍吉宗に黒木書院で謁見したあと、柳の間で「御拳之鷹」の料理を振舞われた。また、「有徳院殿御実紀」の同月二十三日条には「黒木書院にて鶴の庖丁御覧あり、台所頭小林貞右衛門祐良熨斗目の小袖、麻の上下着てつかふまつる、尾水両脚及び高家、鷹の間詰、芙蓉間の役人、遠国奉行、小普請奉行、目付等にいたるまで、その式みることゆるされ、かつ羹をたまふ、土屋相模守政直、致仕小笠原峰雲長重は御座所にめされて同じくたまふ、貞右衛門祐良には時服二を賜ひ、はじめて鶴調せしを褒せらる」とあり、鷹狩復活後、台所頭小林祐良によるはじめての「鶴庖丁」の儀式を將軍吉宗も観覧し、その後尾張徳川家・水戸徳川家や高家、それに鷹の間詰・芙蓉の間詰の人々も「御拳之鷹」の料理を振舞われた。このように、「御鷹之鳥」の振舞いは、幕府側からすれば「鶴庖丁」と一体化して行い、その儀式を神聖化して將軍の權威を高め、また大名側からすれば御目見・振舞いの場の席次から自らの家格を再認識し、その招待により將軍との謁見を通じて主従關係を再確認することになった。そして、「御拳之鷹」の「鶴庖丁」とその饗応とは將軍の殺生を大名たちも共有することにより、その穢れを相殺させる役割をもち、鷹狩時における供奉の者たちへの「鶴血酒」の振舞いも同様な意味をもつものであったように思われる。いずれにせよ、この年から「御鷹之鳥」の饗応儀礼が本格化したことがわかる。

ところで、將軍家の大名への「御鷹之鳥」下賜の本格的な再開は享保五年であったが、これ以前の享保三年七月、幕府は、「鳥無之、御用に難立二付」という理由で、向こう三年間、大名の將軍家への諸鳥献上について、次のような措置を講じた。⁷⁶⁾

一、鶴・白鳥・菱喰・雁・鴨、なま鳥・塩鳥ともに、三ヶ年之内

は、献上候義無用に可仕候、此外之鳥上ケ来候ハ、くるしからざる事

但、初鶴・初菱喰ハ献上可仕候事

一、鶴・白鳥・菱喰・雁・鴨、なま鳥・塩鳥、三ヶ年之内ハ音物并振廻之料理に遣ひ候事無用ニ候、此外之鳥ハ、音物・料理等にも遣ひくるしからず候、雁・鴨為養生、給料に相用ひ候義は勝手次第之事

これによれば、向こう三年間、鶴・白鳥・菱喰・雁・鴨の生鳥・塩鳥ともに、幕府への献上品、あるいは贈物や饗応の料理に用いることを禁じ、それ以外の鳥の献上・贈り物・料理の用途で用いることを認めた。ただし、初鶴・初菱喰の献上は継続させることにし、雁や鴨を養生のために支給することは認めた。鳥類の生息状況が悪化しているという現実のなかで、大名から献上された初鶴・初菱喰は朝廷への献上品としても用いられていたため、その継続を余儀なくさせた。そこで、幕府は、江戸での鳥商売については鳥問屋を一〇人に限定し、また鳥見や野廻りに鳥の持ち出しについて厳重な取締りを命じ、その管理体制を明確にした。

そして、三年後の享保五年四月、幕府は、諸鳥の扱いについて、次のように改正した。⁸⁰⁾

一、去々年より当年中、鶴・白鳥・菱喰・雁・鴨献上、且又音物ニ仲間敷由相達候得共、鶴は自今も相用ひ申間敷候、白鳥・菱喰・雁・鴨ハ当冬より献上并音物ニ可仕候、左候へは、献上は二ツ宛、音物には或二ツ、或三ツ可為勝手次第事

但、前々より右之鳥壹ツ献上候分ハ、尤其通ニ可相心得候

一、鶴・白鳥・菱喰・雁・鴨振舞之料理ニ出仕候義は、去々年触候通ニ相心得、重て相達候迄は可為無用候事

第一条では、今後も鶴は献上・贈り物で用いることを禁じ、それ以

外の鳥は冬より認め、その際献上の場合には二羽、贈り物の場合には一、二羽とすることが命じられた。第二条では、従来通り鶴・白鳥・菱喰・雁・鴨の料理の振舞いは禁止された。これに加えて、江戸で鳥商売を許されたのは一〇軒の鳥問屋であったが、殺生禁止地域で鳥を売買した場合には鳥屋を止めさせることにした。鳥の用途や扱いについては、従来よりも緩和されたが、その取締りは依然としてきびしかった。なお、寛保元年（一七四一）九月、幕府は、十月より翌年三月までの間に限って、特別の振舞いの場合には雁・鴨の料理を出すことを解禁した。これらことから判断すると、將軍家の「御鷹之鳥」の下賜と大名家の將軍家などへの諸鳥献上の一部解禁とは連動していたようである。そして、諸鳥生息環境の悪化という自然条件に規定され、武士社会の諸鳥贈答儀礼が縮小されたことに注意したい。

(四) 鷹野御成と諸施設

初代家康の代から三代家光の初期までの大御所・將軍の鷹狩は、長期間にわたる遠隔地でのものが多かったため、諸地域に御殿・御茶屋が築かれ、その宿泊・休息の場として機能した。ところが、家光の代の寛永中期以降、將軍の鷹狩の場が江戸周辺で日帰りのものへと変化したため、御殿・御茶屋はしだいにその存在意義を失い、その多くは元禄期までに取り壊された。

享保期における將軍の鷹狩の復活に際して、特徴的なものの一つに鷹野御成にかかわる諸施設の指定・造営があげられる。享保二年（一七二一）五月十一日、將軍吉宗によるはじめての鷹狩が亀戸・隅田川辺で挙行されたが、その際には次のような施設が築かれた。

亀戸天神橋際東側

新規箱段

御上り場

隅田村木母寺前

御召場

有徳院様

一、享保二酉年五月十一日初而 御成之節、兩國橋 御召場より 堅川通天神川同所 御上り場より被為上、木母寺前 御召場二 相成申候

この將軍吉宗によるはじめての鷹狩では、兩國橋で麒麟丸という船に乗って堅川を通って亀戸天神橋で下船し上陸したが、その上陸場所の天神橋際東側には新規の箱段で築かれた「御上り場」が造営され、また隅田村の木母寺前には立寄り場所である「御召場」が築かれた。さらに、この時は木母寺が「御膳所」に指定され、ここで昼食をとった。

次いで、同年五月十八日の小菅辺での鷹狩では、綾瀬川の水戸橋際西土手に御上り場が築かれ、小菅の代官伊奈半左衛門忠達の別邸が御膳所に指定され、昼食の場所となった。このように、御拳場内には將軍の鷹狩のたびごとに御上り場や御召場が築かれ、御膳所も指定された。また、御膳所に類する施設として「御小休」も指定され、將軍の休憩所として利用された。御膳所や御小休でよく知られたところには、前述した木母寺・伊奈半左衛門屋敷のほか、品川の東海寺、木下川村の淨光寺、東大森村の和中散、駒場の御用屋敷、中川御番所、下目黒村の祐天寺、雑司ヶ谷の御鷹部屋などがあり、時として村役人宅を指定することもあった。特に、小菅村の伊奈半左衛門屋敷には真鶴や丹頂鶴が放たれ、元文元年（一七三六）七月には邸内に御殿が建造され、のちの九代將軍家重の鷹野御成時の休養宿泊場所となった。

さて、鷹野御成に先立って、御膳所などの事前見分を行って寺院の修復などについて許可を与え、また御上り場や御召場の新設などについて指示を与えていたのは、將軍の側近として仕え、その鷹野御成と

密接にかかわった御場掛であった。そして、御場掛のもとで御上り場や御召場の管理を担当していたのが伊奈半左衛門であった。江戸周辺地域にはこれらのほかにも「御立場」や「御腰掛」と称される施設があり、前述の施設同様、將軍の御成に固有な施設として位置づいていた。たとえば、かつて生類憐み政策の一環として建設された中野犬小屋（「中野御囲」）は五代將軍綱吉の死によって取り壊されたが、享保二十一年（元文元年）二月に中野御囲跡を御場掛の土岐大学頭朝澄が見分し、緋桃や白桃の木を植樹し、同年十二月にはここに「御立場」を造営し、「夏萱刈、秋草取候様被 仰付、例年萱刈・草刈、小松植候様被 仰付植付候」とあるように、名所の造成と同時にその整備を行い、この地は伊奈半左衛門の支配となつて「御年貢引」となつた。また、上落合村の書院番中山主馬信敬の抱屋敷（二万二千坪余）を雉御成の御立場にすることを鳥見の西尾多七・中村六右衛門が進言し、この意見に基づいて西丸御側の大久保伊勢守往忠が同年二月に見分を行い、新しく中山屋敷を御立場にすることに決定し、元文四年三月にこの地ではじめての雉御成が挙行された。

また、元文二年十月十七日、御場御用掛の若年寄板倉佐渡守勝清と若年寄西尾隠岐守忠尚は、寺社奉行大岡越前守忠相に「御鷹野御膳所・御小休ノ寺院」に関して、次のような申し渡しを行った。

一、只今迄御鷹野 御成之節、被為 入候得者献上物致来候寺院有之候、初而 御成之時計只今迄之通差上、其以後者可為無用事

一、御供中江料理等出候寺院有之候、其年初而之 御成二者只今迄之通仕、式度目ヨリ者可為無用事

但、住持替ニ候ハ、二度目ニテモ別段之事

これによれば、鷹野御成に際して御膳所となつた寺院は、その年をはじめでの御成の時のみ献上物を差し上げ、また御供へ料理を出し、二

度目からは中止することになった。全体として、御場御用掛らは、寺社奉行に御膳所となつた寺院の対応の簡素化を指示したのである。この時、「御供中江料理出シ候寺院」として、浅草の伝法院・護持院、品川の東海寺、王子の金輪寺、目黒の龍泉寺、中野村の宝仙寺、中目黒村の祐天寺、下渋谷村の長谷寺の八か寺を書き上げ、またこれらの寺院や隅田川の木母寺、志村の延命寺、亀戸天神別当菅原信政など三七か所の寺社に、住持交代の際には本丸・西丸の若年寄への書類の提出を義務付けた。

このように、將軍の鷹狩のたびごとに設定された御膳所・御小休・御上り場・御召場などは、御場御用掛の若年寄や御場掛の小納戸（のち小納戸頭取）を中心に、伊奈半左衛門、鳥見らもかわつて、その事前見分・築造・整備によつて維持されていた。また、これらの施設は、御成時における將軍の行動拠点と密接にかかわつて江戸周辺の各地にその足跡を築き、將軍の權威を高めるための装置として機能したのである。すなわち、將軍の鷹狩の御成先は御場所、その上陸場所は御上り場、その立寄り場所は御召場、その休息・昼食場所は御小休・御膳所・御腰掛、その見渡す場所は御立場というように、いずれもそれらの場所は御場御用掛や御場掛の選定・造営戦略によつて「御」の文字が附され、効果的に將軍の權威性を演出するものとなつたのである。このために、御上り場や御召場の周辺村々から人足が動員され、それらが築造されていたことも見逃せない事実である。

(五) 鷹の確保とその馴養体制

將軍の鷹狩の復活には、鷹の入手とその飼養組織の整備が欠かせない。正徳元年（一七一二）九月に朝鮮通信使から贈られた鷹一〇居のうち、病気で失つた二居を除く八居が吹上の花畑奉行のもとで飼育されていたが、吉宗による幕府放鷹制度の復活は、享保元年（一七一六）

七月二十二日に若年寄の大久保佐渡守常春に「鷹のこと奉はり、かつ鷹坊の吏を選挙すべし」と命じたことにはじまり、これに基づいて鷹匠頭が任命されたのは八月二十二日であった。この間の八月十五日、吉宗の命を受けた老中の久世大和守重之は、弘前藩津軽家にこの年の秋中に若黄鷹五居ほどを献上するよう指令し、同時にかつての鷹献上の事実関係を記した書類の提出を求め、これにより津軽家では九月十八日に初鷹一居を献上した。⁶⁷⁾

さて、同様な事情は秋田藩佐竹家でも確認でき、その家臣日記の享保元年十月四日条には、次のような記事がみられる。⁶⁸⁾

一、去月廿一日久保田出足徒居御鷹匠四人、渡辺喜惣左衛門・浅利形右衛門・境田佐五右衛門・大川多左衛門、御初種黄鷹御掛替共二人居道中無異儀持参致候、先年より御初種ハ居鷹二而参、二番鷹よりハ御箱鷹二而参候由、御初種ハ八月廿八日濁川村二而留ル、次ハ井川ノ沢黒坪村より九月九日二上ル、依之御用番江御留主居役白土嘉右衛門を以御同被遊候所二、明朝大久保佐渡守様迄御鷹可被遣由御差図二而、右御鷹二居ハ御長屋之内囲候而御鷹繫申候

これによれば、佐竹家では九月二十一日に鷹匠四人が「御初種黄鷹」一居と「御掛替」の鷹一居とを据えて久保田を出立し、江戸には十月四日に到着し、幕府月番老中の指示により翌五日に藩の江戸留守居らが御場御用掛の若年寄大久保佐渡守常春のもとへ届けることになった。なお、「御掛替」の鷹とは道中において献上用の鷹に異常が発生した場合の代用の鷹のことをいい、「御初種」の鷹は「居鷹」にして、「二番」の鷹は「御箱鷹」で献上することになっていたという。また、ここには国元での鷹の出所も記されており、これは鷹献上にあたっての重要事項であったが、そのほかに藩がその年はじめて献上する「御初種」の鷹であることはさらに重要な事柄であった。そして、翌五日、秋田

藩の江戸留守居が鷹匠とともに大久保常春のもとへ「御初種黄鷹」一居を届け、この献上により佐竹家には老中井上河内守正岑より奉書が到来した。また、七日に「御掛替之御鷹」を献上すべきかどうかを月番老中に問い合わせたところ、大久保常春のもとへ持参するよう指示があり、十一日に箱鷹にして納め、二度目の献上を済ませた。同四年六月二十二日には、大久保より秋田藩の江戸留守居が呼び出され、「当年能鷹有之次第五六居より十居迄之内可被差上候、并鶴網懸二勝れ色能、赤生又ハ青白等之様成替り物自然留候ハ、可有献上候」と命じられ、十月二十三日に若弟鷹一〇連を大久保のもとへ届け、その際鷹の種類・捕獲日・出所を記した「御献上御鷹覚」を提出した。献上鷹を持参する場合には行列を仕立てることになっており、この時は江戸留守居と先払いの足軽を先頭に御鷹掛台を輸送していく形式であり、その行列人員は三四人で構成され、將軍家への献上のための行列であるという視覚的效果がはかられていた。なお、この際の秋田から江戸までの鷹の輸送にあたっては、將軍家への献上のほかに、進物用として筑後柳河藩主立花飛驒守鑑任への若弟鷹一居、越前福井藩主松平伊予守吉邦への若鶴二居も同時に運ばれていた。⁶⁹⁾このように、秋田藩佐竹家の將軍家への鷹献上は再開され、以後も毎年の恒例行事となった。かつての佐竹家の鷹献上大名としての位置づけがこの期にも踏襲され、幕府はこのことを奉公の一つとして強制し、いっぽう佐竹家は幕府から課された自家の役割の一端を果たすことで主従関係を維持しえたのである。

享保期において、將軍家への鷹の献上を恒例化した大名は、津軽家や佐竹家のほか、松前藩松前家・出羽米沢藩上杉家・出羽新庄藩戸沢家・仙台藩伊達家・陸奥盛岡藩南部家・信濃松本藩水野家（享保十年水野家が領地没収となったため、その後松本藩戸田家）・信濃高島藩諏訪家・越後長岡藩牧野家・名古屋藩徳川家・伊予松山藩松平家であっ

て、圧倒的に東北大名の比重が高く、各家とも鷹の種類や献上数にある程度の決まりがあった。このほか、鷹は臨時に献上する大名や朝鮮通信使からもたらされる場合もあり、幕府は多くの鷹を入手する体制を構築し、その一部は大名に下賜されたのである。しかし、近世前期と比較すると、鷹献上大名数が減少していることは明らかであり、それはこの期の幕府放鷹制度の復活の規模に見合うものとして構築されたものといえよう。

さて、幕府は、鷹の確保体制とともにその馴養体制を同時に進めた。享保元年八月に鷹師頭、九月に鷹師の職制を復活し、十二月には本郷の甲府藩主松平（柳沢）吉里の中屋敷を上知して鷹師頭戸田勝房・小栗正等両組の鷹部屋を建設し、翌二年正月に吹上役所で飼育されていた鷹を移した。しかし、まもなく焼失したため、駒込・千駄木辺の姫路藩主榊原式部大輔政邦の上屋敷一万坪を上知して両組の鷹部屋や鷹師同心の屋敷を建設したものの、これも同三年十二月に焼失し、翌四年正月に寄合の近藤用純の下駒込村の下屋敷を上知して六〇軒の鷹部屋を造成し、焼失跡地には鷹師同心の長屋を建設した。二月には、はじめて幕府が飼育している鷹の帳簿（「御鷹帳」）が作成され、その数は大鷹三五居・鶴一三居・隼六居の総数五四居であった。この年四月には、下駒込村の鷹部屋（のち千駄木鷹部屋と通称される）が鷹師頭戸田の管轄となり、雑司ヶ谷に建設された鷹部屋が鷹師頭小栗の管轄となった。また、幕府は、同三年十二月、鷹師頭に布衣の着用を許し、鷹師を御目見以上で小十人格に遇するいっぽうで、翌年五月には鷹匠らに職能訓練の徹底を指示し、吉宗の將軍就任に伴い、和歌山藩士から幕臣となって鷹匠を務めた水上八左衛門昌次・宮井奎太夫玄方・水上三太夫昌勝を指南役として、鷹遣いの熟練者を養成する研修体制を整備した。さらに、同年九月に朝鮮通信使が来朝した際に贈られた鷹は両組の鷹部屋で飼養し、この機に鷹師頭の戸田を通信使が逗留して

いる東本願寺に派遣して鷹遣いの技術を尋問させた。このように、將軍の鷹狩の再興には、鷹遣いの技術の習得が要請されていたのである。

この時期、鷹師のすべてが鷹師頭に属したわけではなく、和歌山藩士から幕臣となって小納戸を務めていた渋谷縫殿右衛門良信に所属した者もいた。享保七年二月、鷹師頭戸田・小栗の両組より水上八左衛門・宮井奎太夫・水上三太夫・村越半七・伊藤十右衛門ら二〇名の鷹師・鷹師同心が選抜され、吹上役所詰となって渋谷良信の支配に属した。この組織は吹上明組と呼ばれ、いづれも和歌山藩士出身から構成され、將軍の鷹狩に奉仕する特異な集団であったが、同十六年十月に廃止され、鷹師頭二名に所属する鷹師組織と鷹部屋の管理体制下に置かれた。このように、享保期の將軍の鷹狩の復活に際しては、吉宗の將軍就任に伴い、和歌山藩鷹師の幕府鷹師への登用により、紀州流鷹術が積極的に取り入れられ、幕府の鷹術の形成に大きな影響を与えたのである。

また、鷹の馴養には御鷹餌の調達が必要でない。近世前期における幕府の御鷹餌の確保については、幕府役職の一つである餌指（餌差）が調達するものと、村落に課役として上納させるものとの二つの方法があった。この時期、御鷹餌は犬と鳥であり、前者は村落の課役として徴集され、後者は主として餌差によって捕獲された。このため、農民は御鷹餌としての犬の飼育を義務付けられ、当初は現物で上納することになっていたが、少なくとも延宝期には代官に金納する村落もみられるようになった。たとえば、延宝七年（一六七九）五月、代官伊奈半十郎忠常配下の支配人永田甚五左衛門は、武藏国葛飾郡二郷半領の村々名主に対して「午年正月より極月迄、以上九ヶ月分、二郷半領御鷹餌犬之代金請取」という内容の代金請取手形を発行しており、二郷半領という「領」域がまとまって御鷹餌犬の代金を上納していた。「領」が課役の徴集単位として位置づけられていたのである。いっぽ

う、関東の幕府餌指は鷹師頭に属してその多くが江戸の餌指町に住し、諸地域に出かけて御鷹餌となる諸鳥の捕獲に従事した。餌指の人数は、天和元年（一六八一）には一〇八人、同三年には九六人が確認できる。

享保期以降、幕府では御鷹餌として犬を用いなくなり、この分の村落への課役が復活することはなかった。そこで、享保二年二月、吉宗政権は小普請人となっていた一三人を餌指に任命して鷹師頭に分属させ、同年九月にも小普請所属の六人を餌指に任命して増員した（これを公儀餌指と呼ぶことにする）。また、各鷹師頭のもとには「御抱在郷餌差」と呼ばれる餌差が付属し、御鷹餌の捕獲に従事していた。そして、公儀餌指や御抱在郷餌差は、その当初、全国どこでも捕鳥できたが、同六年九月に鷹餌の捕鳥範囲は関八州に限定され、駿河・甲斐・信濃の三か国内から御鷹餌鳥を買い上げることが格別に許されていた。公儀餌指のもとには弟子餌指が付属していたが、同六年十二月には公儀餌指の息子および甥までを弟子餌指と称して帯刀を許し、その他の弟子を「やとひ」と呼んで帯刀を許さないことにし、その差別化をはかった。このほか、江戸の鳥商人からも御鷹餌を調達し、享保三年七月には町奉行が鳥の密猟・密売を防止するため、江戸の鳥屋を一〇軒に限定し、鳥扱いの鑑札を下げ渡した。この一〇軒の鳥屋に付属した鳥商人七人が御鷹餌鳥御用を勤めていた。

ところが、享保七年九月以降、幕府は江戸およびその周辺農村から御鷹餌鳥請負の希望者を公募し、十月に江戸の町方に居住する御鷹餌鳥請負人八名が決定した。これにより十一月に公儀餌差の廃止が公示され、同十一年九月には御抱在郷餌差も廃止された。こうして御鷹餌鳥の調達は江戸町人の御鷹餌鳥請負人に一元化され、かれらが雇った殺生人によって御鷹餌鳥が捕獲されたのである。それぞれの御鷹餌鳥請負人は、鷹匠頭が管轄した鷹部屋の担当棟が決まっています、御鷹餌鳥の調達にあたった。以後、請負人に変更はみられたが、棟割担当に

よる責任体制に変化はなかった。御鷹餌鳥の調達にあたって、公儀餌差や御抱在郷餌差を廃止して御鷹餌鳥請負人に一元化した最大の理由は、幕府財政の削減に寄与させることであり、効率的な運営が求められていたからであった。実際、享保十六年七月、町奉行大岡越前守忠相は、御鷹餌鳥の調達を安く請負うと申し出た町人を積極的に採用し、たとえば吹上の鷹部屋では前年（金一両につき雀三五〇羽）と比較してこの年の一年間（金一両につき雀六〇〇羽で請負う請負人を一部採用）で金四八両一分を削減することができた。この時期、請負人一人当たり一年間で御鷹餌鳥四万羽を取扱っていて、その経費は巨額であり、鷹部屋の効率的な運営のために吉宗側近の御側渋谷良信や町奉行大岡忠相は、若年寄本多忠統にさまざまな提案を進言し、飼育鷹の種類および数量の変更、各棟の鷹飼育担当者交代などを実現させた⁵⁸。

このように、吉宗政権は、放鷹制度の復活に際して和歌山藩士から幕臣となった人物を積極的に活用し、鷹の確保や馴養、それに御鷹餌の調達とともにその縮小化と効率化に取り組んだのである。

二 諸鳥生息環境の整備とその組織体制

七代將軍家継の後継者と決定した吉宗は、將軍宣下以前から放鷹制度の復活に着手した。そして、幕府の古制を基礎に鷹職制・鷹場を再置し、享保二年（一七一七）五月十一日には將軍の鷹狩を復活させた。この復活の歴史的評価についてはさまざまな見解があるわけだが、その一つとして吉宗の個人的資質が大きな影響を与えたことは否定しようもない。しかし、享保期の放鷹制度復活にみられるさまざまな諸政策をみれば、吉宗個人の資質のみでこの問題を説明できるものでもない。また、鷹狩を行わなかった將軍が存在することからすれば、鷹狩を將軍の日常生活の一環とみなすだけでは不十分である。さらに、こ

の復活は江戸周辺の地域秩序の動搖への対応として、政治的・軍事的性格の強い鷹狩を利用した江戸周辺地域の再編という意義を有していたとする見解もあるが、これは江戸周辺鷹場の復活の側面のみに焦点をあてた意見であり、この視点では「御鷹之鳥」の贈答・饗応儀礼の復活や鷹野御成の行列・施設の整備などの問題が説明できない。筆者は、享保期における將軍の鷹狩の復活に際して関東の公儀鷹場が再編され、鷹場支配強化がはかられたとする見解については首肯できるのだが、その復活が江戸周辺の地域秩序の動搖への対応策の一環であったという理解はしていない。この期の鷹場の再編とその支配強化は、鷹狩の復活と密接にかかわる獲物となる諸鳥の減少とその生息環境の悪化とに規定されていたのであり、そのために鷹場の維持にかかわる諸政策を実施していったのである。さらに重要な問題は、吉宗政権がなぜ鷹狩・放鷹制度を復活させたのかであり、この点についてはこの政権の性格や政治課題とかわることもあり、そのことを意識しながら以下検討していきたい。

鷹狩や放鷹制度の再興を意図し復活させた吉宗政権は、その当初、次のような問題に直面していた。

①それより四十余年、御鷹止て、在々所々迄、鉄砲御免ニて、猪・鹿、心の俣ニ打レしより、諸鳥も斃立て、今の世ハ雁・鴨其頃の十か一もなし（享保六年「民間省要」）

②先頃鷹野之節拳ニ而鶴為捉候、去年よりひたもの、鷹野ニ多く、小鳥をも不捉慮ニも不成候処、今度ハ寄特ニ捉候、いかふ冷候間、酒を過し候而と之上意有之、御料理被成御頂戴御当代初而之御事ニ候（「会津藩家世実紀」享保二年十一月二十三日条）

③百姓地ニ近年抱屋敷数多有之候、御鷹場之障ニも罷成、其上獵ニ抱屋敷所持候は無益之事ニも候条、右之趣を以、抱屋鋪構之困取払可申候、勿論向後新規之抱屋鋪弥可為停止候事（「正宝事

録」享保二年十月の「覚」）

④御拳場并御留場鳥殺生御制禁之儀依致中絶候、鳥無之、御用に難立ニ付、今年より子年迄、三ヶ年之内左之通被 仰出候事（「御触書寛保集成」享保三年七月の「覚」）

これらの史料ではいずれも、享保初年には江戸周辺地域で鳥の生息数が著しく減少し、鷹場の維持に支障をきたし、鷹狩での獲物の捕獲やその贈答・饗応にも影響が出ていたことを示している。このため、④では幕府が原則として大名の諸方への鳥類の献上・贈呈・饗応などを向こう三年間禁止する措置に踏み切っている。また、その理由については、①では五代將軍綱吉没後の鉄砲使用の解禁に求め、③では百姓地に武士・町人が建てた抱屋敷の増加による江戸周辺地域の環境変化を上げている。この鳥の生息数の減少は他地域でも確認でき、「伊達治家記録」には幕府が鶴鷹野の件について尋問した際、仙台藩では元禄期から享保期にかけて「原段々新田二発シ、原モセマク、鶴少ク御座候」という状況を報告している。江戸周辺地域でも、江戸の都市化・新田開発・産業の発展・人口増加などによって自然環境が悪化し、鳥類の生息数のみならず、鳥の種類も減少していたであろうことは容易に推察される。

江戸周辺地域の鳥類生息数の減少は、鷹狩や放鷹制度を復活させた吉宗政権にとつてきわめて深刻な問題であった。それは將軍の鷹狩の際の獲物の捕獲に支障をきたすだけでなく、鷹狩に供奉した家臣の士気に影響を与え、將軍の權威にかかわる可能性も有していた。この事態に直面して、吉宗政権は江戸周辺地域の諸鳥の保護とその生息環境の整備とに取り組んでいくのである。

そこで、幕府が享保初年に取り組んだ鳥類生息状況調査のありようを、利根川沿いの下総国香取郡佐原村周辺を事例としてみていくことにする。享保元年八月十日付の勘定奉行・勘定吟味役からの「江戸よ、

り十里四方古来之通御留場二成候」との触れが、下総国香取・河内両郡村々に到来し、翌二年正月十日には幕府代官野田三郎左衛門秀成の手代桜井平八が管下の香取郡村々に「先年之御鷹場御改」のため来村し、一か村ごとに個別領主の石高書上とともに「先年松平越前守棟御鷹場」である旨の届書を提出させた。この地域は、寛文元年（一六六一）から貞享三年（一六八六）四月まで福井藩松平家の恩賜鷹場であった。そうした歴史的経緯もあって、享保二年十一月には勘定奉行から命じられた代官野田次郎左衛門恒利が管下の香取郡村々に鳥見・鳥糞を使った捕鳥と鳥の威嚇の禁止や鳥商売人の有無を記した書類の提出を触れ、各村からその実態を報告させた。この月、佐原村新田組頭の又兵衛は、代官からの「池沼鳥附候場所所有之哉」という尋問に対して、「当村之儀、利根川通りニ御座候得共、鳥附候場所無御座候、其外池沼鳥附候場所無御座候」との返答書を提出した。また、同月には勘定奉行の命に基づき、代官の野田恒利が「江戸十里四方」地域の鉄砲取上げの件を再び触れ、その所持状況の書類提出を命じた。さらに、同三年二月には再び各村に諸鳥の生息状況調査の書類届出を命じ、同月中に香取郡佐原村の名主・組頭は「冬中より正月中ハ雁・鴨四五羽より七八羽程宛折節相見へ候得共、当月ニ成候而ハ一円相見得不申候」、「鶴之儀当春は一切相見へ不申候」と代官に報告した。三月には鷹匠衆が「鳥付候場所」の見分に来村し、この時村々では昨年末に代官から命じられていた「御支配所鳥附候所絵図」を持参して、これが鷹匠の見分に役立てられたのである。このように、利根川沿いの下総国香取郡村々でさえ、幾度にもわたる調査でも鳥類の生息状況は改善しておらず、幕府は鳥類の保護・繁殖と鷹場環境の維持・強化とに本格的に取り組みざるをえなかったのである。

(二) 幕府鷹場の再編とその支配強化

関東の幕府鷹場における諸鳥生息数の減少という状況は、鷹狩・放鷹制度の復活をめざす吉宗政権にとって大きな政治課題の一つとなった。特に、將軍の鷹狩の場となる江戸周辺鷹場の安全確保と諸鳥生息環境の維持、そしてそのための鷹場支配の強化は急務であった。幕府は、享保元年（一七一六）八月十日に「御留場」を復活し、これに伴い代官伊奈半左衛門役所では武蔵国葛飾郡八条領用元に、鳥類の威嚇・殺生の禁止や鷹番小屋建設による鷹場の昼夜監視を盛り込んだ鷹場条目に対する一か村ごとの請書の提出を命じた。また、八月から九月にかけては鷹師頭・鷹師・鳥見を再置し、十月には鳥見を通じて江戸周辺鷹場村々から鷹場法度手形を提出させ、鷹場支配を開始した。この頃から鳥見が支配にあたる鷹場は「御拳場」と呼ばれるようになり、その他の幕府鷹場との差別化が進み、翌二年の鷹師頭管轄の「御捉飼場」の設定とともに関東の幕府鷹場が大きく二分されて再編されたのである。

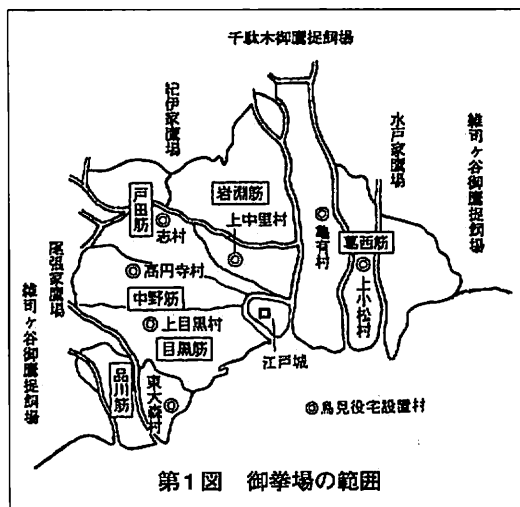
御拳場は將軍の鷹狩の場であり、その生命の安全と獲物が捕獲できる鷹場環境を整備することが当面の課題となった。そこで、幕府は、享保元年九月の鳥見組頭一名、鳥見八名の体制から、同年十二月には鳥見組頭一名、鳥見九名を増員し、御拳場をいくつかの「筋」に分けて「筋」担当の鳥見が鷹場支配を行う方式を採用した。この月二十五日には武蔵国埼玉郡八条領村々に「葛西筋」担当の鳥見として若林平左衛門義豊・江口文左衛門輝勝・小把源太夫某・野々山善左衛門兼満が決定したことが触れられている。これにより、「鳥附候場所」の調査とその保全、そして鳥類の殺生・威嚇の取締りが行われた。

翌二年二月には、鳥見の場所割が改められ、葛西筋担当鳥見は若林平左衛門義豊・粟津喜左衛門清永・佐山善三郎正栄・中村安左衛門正秀・江口文左衛門輝勝の五人、岩淵・戸田筋は樋口九十郎輝孟・山田

六太夫春純・林伝右衛門某・野々山善左衛門兼満の四人、中野筋は戸口庄右衛門長政・幡野市十郎春照・平山六左衛門義言・佐藤伊右衛門某の四人、品川・六郷筋は内山源五右衛門光利・小把源太夫某・坂部新五郎某・福島勘右衛門喜勝の四人となった。こうして、御拳場は葛西筋、岩淵・戸田筋、中野筋、品川・六郷筋というように、六つの「筋」が四分割され、それぞれに担当鳥見を決定し、その支配にあたらせた。この鳥見の場所割による鷹場支配方式は、御場御用掛の若年寄大久保常春の主導によって進められたものである。

享保三年正月には、御拳場の特定村々に鳥見が宿泊して常駐する鳥見定泊制が発足し、武蔵国足立郡淵江領高野（谷在家）村に鳥見の中村安左衛門正秀、下総国葛飾郡小金領大和田村に若林平左衛門義豊、武蔵国葛飾郡東葛西領上篠崎村に粟津喜左衛門清水、同国豊島郡岩淵領袋（江戸袋）村に平山六左衛門義言、同国豊島郡麻布領上豊沢村に幡野市十郎春照、同国荏原郡六郷領徳持村に内山源五右衛門光利が配置され、毎月十日に鳥代（鳥が居ついている場所）を若年寄大久保常春に報告することになっていた。この措置は鳥類の生息場所の把握と鷹場環境の整備のためであったことがわかる。

そして、享保三年九月には御拳場の特定村々に鳥見役宅を設置し、そこに鳥見が居住する在宅鳥見常駐制へ移行することが決定し、十月から鳥見役宅の普請奉行となった代官伊奈半左衛門忠達の家臣尾崎奎之丞が中心となって建設が進められた。その結果、葛西筋の武蔵国葛飾郡西葛西領亀有村の鳥見役宅に鳥見の中村安左衛門正秀、葛西筋の同国同郡東葛西領上小松村に佐山善三郎正栄、戸田筋の同国豊島郡峽田領志村に樋口九十郎輝孟、岩淵筋の同国豊島郡岩淵領袋村に平山六左衛門義言、中野筋の同国多摩郡野方領高円寺村に粟津喜左衛門清水、品川筋の同国豊島郡麻布領渋谷村に内山源五右衛門光利、六郷筋の同国荏原郡六郷領大森村に福島勘右衛門喜勝が常駐することになった（こ



第1図 御拳場の範囲

が同国豊島郡岩淵領上中里村に移転した。また、同十年十一月には六郷筋の御成が諸方面で品川筋と誤解されるようになったため、六郷筋という呼称を止めて品川筋に変更し、従来の品川筋を目黒筋と改称した（第1図）。

また、元文三年（一七三八）十一月には、鳥見の定員が本役・見習を含めて三五人と決められ、これに伴い翌四年七月には各筋担当の鳥見人数が決定し、葛西筋は一〇人（これまでは八人）、岩淵筋は六人から八人（同六人）、戸田筋は四人（同三人）、中野筋は四人（同三人）、目黒筋は四人（同三人）、品川筋は五人（同四人）となった。これらの鳥見は、将軍の鷹狩に奉仕し、御拳場の鷹場環境の維持・整備を担い、そのためにさまざまな鷹場支配を行った。享保十九年九月に御場掛となった御側の渋谷良信が、翌十月に「御成先二而御取次無之候ハ、鳥代御直ニ可申上」と鳥見に申し渡したように、鳥見のもっとも重要な職務は御拳場の諸鳥生息環境を保全することであった。ただし、御

の鳥見を在宅鳥見と呼ぶことにする。この在宅鳥見と江戸在住の各筋の担当鳥見（筋掛鳥見と呼ぶことにする）とが共同して各筋の鷹場支配を担ったのである。しかし、まもなく品川筋渋谷村の鳥見役宅が同国荏原郡馬込領上目黒村に移され、同十二年三月には岩淵筋袋村の鳥見役宅

拳場内に居住する浪人の吟味は御鷹御用懸の目付が担当し、在方における鉄砲に関する取締りは鉄砲改役が行った。なお、御拳場を含む「江戸十里四方」地域では一切の鉄砲所持・利用が禁じられて取上げの措置が講じられた。¹⁰⁾

いっぽう、御鷹飼場の支配とかかわって、享保二年三月、代官伊奈氏の家臣会田七左衛門・富田次右衛門は鷹場村々に次のような触書を出した。¹¹⁾

一、先年在方二郷鳥見被差置候様御聞及被成、依之右之者御切米・御扶持米何程被下、刀二而も差シ、勿論屋敷等拝領、先年村方二被差置候御鳥見之下手二付相勤候者有之ハ、其者早々差越シ候様ニと申来候

右之趣、殊外之急御用候間、村々手分いたし有無之書付ヲ以注進可被致候

これによれば、鷹場村々にかつて郷鳥見を務めた者の有無を調査した書類の提出を命じ、その際郷鳥見の切米・扶持米・帯刀・屋敷拝領などについても報告するよう求めている。また、この件は文中に「殊外之急御用」とあり、当面の課題である鷹場環境の整備のためにも郷鳥見の経験者を早急に探し出そうとしていたことがわかる。翌三年七月には若年寄大久保常春の申し渡しにより、郷鳥見は役名を野廻りと改称され、鷹匠頭管轄の御鷹飼場の実質的な支配を担当した。

さらに、享保十一年九月、上野国新田郡安養寺村の惣百姓は、「今度新御鷹飼場御仕置之儀、従 公儀被 仰付候御触書」に対する請書を鷹匠頭小栗長右衛門組野廻りの毛呂三左衛門ら三名に提出した。これ以前に、毛呂らは同国新田郡内の二六か村に、「今度我等儀、新 御鷹飼場野廻り御役二被 仰付候、依之支配之村方江申渡候義在之候」と触れ、諸鳥の殺生・威嚇の禁止、鉄砲所持の禁止、病鳥・落鳥の報告、鷹匠・餌差来村時の対応、諸鳥生息場所での萱刈取り時の届出などの

鷹場支配を開始していた。¹²⁾ このように、御鷹飼場の各地域で野廻りを選任し、数か村から数十か村を管轄させて鷹場支配を担当させたのである。

享保期の放鷹制度の復活は、幕府鷹場を関東に限定してその再編を行い、特に將軍の鷹狩の場となった御拳場では六筋設定による鳥見の徹底した鷹場支配が展開し、主として將軍の生命の安全と鳥見の生息環境整備の強化とを目的とした支配が行使されたのである。

(二) 綱差の設置と飼付御用

吉宗政権は、江戸周辺地域の環境悪化に伴う幕府鷹場の諸鳥生息数の減少に直面し、將軍が鷹狩で獲物を捕獲できないという事態を回避するため、鷹狩の獲物となる鳥類を飼育する役職を創設した。この役職は綱差と名づけられたが、その創設は吉宗の意向を強く反映していた。寛政八年(一七九六)、かつて鳥見を務めた中村六右衛門正勝が選定した内容を子息の八十郎正亮がまとめた「御場御用留」には、「綱差初之事¹³⁾」と題する記録があり、次のように記されている。

一、武州東葛西領西小松川村綱差甚内儀、享保元申年十二月勢州松坂江被呼被申渡候者、江戸従 公儀被 召候間、急キ可参旨被申付、則喜兵衛与申者兩人ニ而同廿六日国本出立、翌西正月二日御当地江着仕、則桑山内匠頭・松下専助被申渡候者、度々御鷹野二被為 成候得共、鶴御用立不申候二付、其方共儀可召呼旨 上意二候間、急キ鶴飼付可相勤旨被申渡、則葛西筋掛り飼付仕候

一、勢州於松坂、大小并路用金頂戴罷下り、西四月中御暇被下置、国本江兩人共罷帰、同年秋下り候節、喜兵衛儀 御免相願、参り不申、喜兵衛代源太郎同道罷下り、葛西筋飼付御用相勤申候、同三戌年四月中御暇被下置、兩人共国本江罷登申候、其節家内

引越之儀被 仰付、同年九月中兩人共妻子不殘百連引越申候、道中路銀入用之品々被下置引越申候、其節桑山内匠頭・松下專助被申渡候、当分三人扶持給金拾五兩宛被下置、末々ハ御相応ニも被成下候間難有可奉存旨被申渡、西小松川村之内ニ而屋敷百坪被下置家作被成下、諸道具迄被下置候

一、享保二酉年十月西一之江村次郎兵衛初而兩人之者共飼付手伝被 仰付候

一、同年十二月十九日 御成初而東小松川村ニ而鶴一羽 御拳相成、御褒美初而頂戴仕、同五子年九月桑山内匠頭・松下專助被申渡、葛西・岩淵筋飼付手伝之者ハ甚内弟子ニ被 仰付、其外領々之者ハ源太郎弟子ニ被 仰付候

第一条には、武藏国葛飾郡東葛西領西小松川村に居住する甚内が綱差を命じられた経緯が記されている。それによれば、伊勢国内に住んでいた甚内は享保元年十二月に江戸に出府するよう命じられ、翌二年正月に喜兵衛とともに江戸に到着した。そこで、吉宗の將軍就任に伴い、和歌山藩士から幕臣となつて小納戸を務める桑山内匠頭盛政・松下專助常恒から鶴の飼育を命じられ、これは吉宗の「上意」によるものであった。その結果、葛西筋で鶴を飼育することになったのである。甚内は、姓を牧戸といい、もともとこの家は伊勢国飯野郡松坂領大宮田村枝郷西野々村の百姓であつたが、祖父半兵衛・父甚九郎の二代にわたつて紀伊徳川家の「綱差」を務め、鶴の生け捕りを担当していた。^④

第二条には、享保二年四月に国元に帰つた甚内らが、同年秋に再び出府して葛西筋で鶴の飼育にあたるよう命じられ、今度は源太郎とともに御飼付御用を勤めることになった。そして、同三年四月に国元に帰つた二人は九月に妻子を連れて西小松川村に引越しを命じられ、屋敷地・家作・諸道具を幕府から支給され、そして当面は三人扶持・給金一五兩で綱差を務めることになったという。なお、源太郎は姓を橋

爪といい、伊勢国度会郡田丸領小俣村で紀伊徳川家の「綱差」を務めていたが、幕府綱差に就任したことにより、武藏国住原郡六郷領不入斗村に居住し、六郷筋（のち品川筋）の綱差に位置づけられた。^④ 第三条には、享保二年十月に西一之江村の次郎兵衛らが「飼付手伝」を命じられたとある。第四条には、享保二年十二月十九日の東小松川村での鷹狩で、將軍吉宗は綱差の甚内らが飼育した鶴一羽をはじめて捕獲し、褒美を下賜したことが記されている。また、同五年九月には、小納戸の桑山・松下の命により、甚内は葛西・岩淵筋の飼付手伝を、源太郎はその他の地域の飼付手伝を弟子にして鳥の飼育の指導をするように命じられた。このように、甚内らを綱差に登用することにより、和歌山藩の諸鳥の飼付け技術が享保期の幕府放鷹制度の復活に際して取り入れられ、これは鷹狩の獲物を確保するためだけでなく、幕臣や民衆の目が注がれる鷹狩の場で將軍の權威を高めることにも機能したのである。このように、吉宗は自らの意思で綱差を創置し、かれらに贈答用としてもつとも重宝された鶴の飼育を担当させ、これを捕獲する体制を構築する必要性に迫られていたのである。

また、目黒筋の綱差を世襲した権兵衛家は、もともと武藏国多摩郡柚木領野津田村の百姓であつたが、享保三年八月に上目黒村の鳥見役宅居住の鳥見高月忠右衛門国弘に見出されて綱差見習となり、同六年に綱差の本役となつた。その就任の経緯は「御鳥見高月忠右衛門殿被仰立、組頭衆より松下專助様江御願書御上ヶ被遊、其上ニ而目黒筋綱差御用八月より被 仰付相勤申候」とあるように、鳥見から鳥見組頭を経由して御場掛の小納戸松下專助常恒に綱差就任の許可を求め、権兵衛の品川筋（のち目黒筋）への配置が最終的に決定した。そして、同十年二月に代官伊奈半左衛門を通じて上目黒村の御用屋敷内の芝地五〇〇坪の拝借を許され、家作して居住するようになった。また、同十三年にはそれまで宮崎次太夫という者が勤めていた鶴の飼育の跡役

を御場掛の松下當恒より命じられ、これ以後毎年駿河国吉原宿の鳥屋が納める「お鳥鶴」の雛三五羽を代官手代の立会いのもとで鳥見から受け取り、屋敷内に建てられた「お鳥鶴置所」で飼育し、駒場原で奉行される鶺鴒御成の際の獲物として役立てられた。なお、「お鳥鶴」の飼育に必要な薪・餌代・飼育所の修復費などはすべて公費で賄われた。

こうして、享保初年に葛西筋・六郷筋（のち品川筋）・品川筋（のち目黒筋）で行われていた綱差による諸鳥の御飼付御用は、同六年頃には御拳場の六筋全域に拡大し、それぞれの筋に綱差が配置された。寛延元年（一七四八）には綱差・同見習を含めて、葛西筋に一〇人、岩淵筋に七人、戸田筋に二人、中野筋に一人、目黒筋に二人、品川筋に四人が配置され、そのほか各筋に「飼付見習」（飼付手伝）や「白鳥寄上人」なども配置されていた。將軍の鷹野御成がどこで奉行されようとも獲物となる用用の諸鳥の調達が可能となったのであり、このような体制を構築して將軍の鷹狩を奉行・維持しようとしたところに、享保期の放鷹制度復活の意図が見出せるのではないだろうか。

（三） 諸鳥の保護・放鳥と飼付場の設置

吉宗政権は、御拳場の諸鳥の居つきを改善するために、享保元年（一七一六）十二月三日に代官伊奈半左衛門役所を通じて鷹場村々の「領々用番」に次のような通達を出した。

御鷹場之内村々江鶴飛来候ハ、其村二而初麦まき飼付候様可致候、尤近村へ飛行候ハ、其村方へ相届ケ、御鳥見被相廻候ハ、其段訴可申候、且又御鷹匠・御鳥見村方被相廻候節、鶴之餌入用之由二而其節初差図之通差出可申、右之趣早々村々江可申通候、最寄他之御代官所江も其外私領・社領江も、其方より右之趣可申通者也

これによれば、鷹場において鶴が飛来してきた場合には、その村が

餌として初や麦を撒いてその保護につとめ、巡回中の鳥見に報告させることにした。また、鷹匠や鳥見が鷹場巡回中に鶴の餌を要求した場合には初の拠出を義務付けた。この内容を鷹場村々であれば幕領・私領を問わず、「領々用番」から伝達させることにしたのである。「領々用番」は幕領村々の連合組織の惣代だが、ここでは私領・社領村々への法令伝達の機能をも持たせたのである。また、同月二十八日には葛西筋担当の鳥見若林平左衛門義豊・粟津喜左衛門清永が八条領月番副元名主に「鶴有之所二ハ其近辺より昼計番人附可申候、居付候哉、飛行候ハ、番人引可申候」と触れ、鷹場村々に鶴の生息場所での昼のみの番人足の拠出を命じた。ここで鶴を特定して保護しようとしているのは、鶴が吉祥や神性を秘めた鳥として認識されていたことにより鷹狩の獲物のなかでもっとも重宝されたものであったからにちがいない。

また、御拳場では諸鳥の生息数を増やすために放鳥も実施された。放鳥という行為自体は、五代將軍綱吉の代に生類憐み政策の一環として行われたが、享保期の放鷹制度の復活にあたっては鷹狩の獲物となる諸鳥を増やすために実施された。葛西筋では、享保三年十一月に武藏国葛飾郡西葛西領隅田村の白鳥池や同郡堀切村の池に白鳥二羽ずつを放ち、その周辺村々に餌撒きと番人足の拠出とを命じた。同五年五月三日には同郡亀戸村の唐之助屋敷跡に鶴五〇羽、同月十一日も同所に鶴二〇羽が放たれ、その後も葛西筋の諸地域に緋鳥鴨・家鴨・鶯鳥・小鴨などが放たれた。このなかには足を痛めた鶴も含まれているので、自然のもとでの治癒を意図したものもあったようである。こうして放鳥された鳥が餌付けに馴れると、將軍の鷹狩の地先に移送され、その獲物として捕獲された。たとえば、同五年十一月二十二日には「隅田村白鳥池白鳥二羽共上目黒村江廻、御庭より御鳥方之者籠為持、住宅内山源五右衛門方江宰領一人附、御鳥方荒瀬只八郎・関口与四郎、立会中村安左衛門」とあるように、隅田村の白鳥池に放たれた白鳥二

羽は飼い慣らされたのち、上目黒村の鳥見役宅に居住する内山源五右衛門光利に引き渡された。¹⁰⁾

さて、鷹狩の獲物としてもっとも重宝された鶴は、主として綱差の餌付けによって馴らされ、將軍の鷹狩に役立てられたが、白鳥・鴨・鵝などは「御飼付場所」「御飼付場」・「御場所」・「御場」とも呼ばれる)が造成され、その飼育と増殖とはかられた。「鴨御場」は、享保二年に同国葛飾郡小菅村・上千葉村・弥五郎新田の古川通りに設置されたのはじめ、同七年にはこの周辺だけでも小菅村に四か所、弥五郎新田に五か所、上千葉村に一〇か所、千住三丁目に五か所、伊藤谷村に五か所、計二九か所に造成されていた。また、同七年三月には隅田川の河口付近の柳橋御徒町前に「鵝御場」を造成したのを手始めに、同二十一年二月には同国葛飾郡猿江村の御材木置場堀に、同年三月には同郡東小松川・西小松川両村の葭場に六つの「鵝御場」が出来上がり、鷹狩の獲物となる諸鳥の保護・増殖のための飼育施設造成を本格化させた。さらに、寛保元年(一七四二)には、武蔵国葛飾郡西葛西領篠原・中原両村の一反五畝二歩の田地(篠原村分を「小丁場」、中原分を「大丁場」という)に「白鳥御場」が造成され、御場掛の御側渋谷和泉守良信の申し渡しによって両村には毎年「御場御入用」として代米一石五斗が支給された。¹¹⁾この「白鳥御場」で飼育された白鳥は、翌二年正月十九日の西葛西での鷹狩で獲物として捕獲された。¹²⁾

そして、この諸鳥の「御飼付場所」の維持のためにさまざまな規制が実施されていた。農民は農業経営にあたって常に鳥獣の被害に悩まされていたが、御拳場の村々では享保七年十月に「只今迄 御拳場之内二而案山子・縄張等不仕候得共、自今者不苦候間、御成日二も其假差置可申候」とあるように田畑での案山子立てや縄張りが解禁されたが、同十年十月には「飼付場か、し為取候儀、両本所・亀戸辺八伺之書付出、案山子在之候而ハ御用立不申、御用相済候迄当分為取可申

旨専助江申達、飼付場ハ何方も右之通取計候様同人被申付候」とあり、御場掛の小納戸松下當恒を通じて原則として飼付場周辺では飼付御用が終了するまで案山子立てが禁止された。このため、各地に造成された諸鳥の「御飼付場」の維持は、農業経営の阻害要因ともなっていたのである。

このように、享保期の放鷹制度復活に際しては、綱差に諸鳥の餌付けを命じて飼い慣らし、また鷹場村々に鶴などの保護・注進を強制しただけでなく、特に御拳場では放鳥による保護・育成を幾度となく繰り返し、さらに「白鳥御場」・「鴨御場」・「鵝御場」と呼ばれる飼育場を造成して、將軍の鷹狩の獲物の確保策を講じたのである。こうしたさまざまな措置を講じることによって鷹狩の獲物を保護・育成し、將軍が鷹狩で確実に獲物を捕らえる体制を築いたところにこの期の放鷹制度復活の意図が示されていたといえよう。

(四) 鷹野役徴集体制の整備と鷹場組合の結成

吉宗政権は、大きな政治課題の一つであった幕府財政の再建のうえからも、放鷹制度の復活に際して、鷹場村々から鷹場の維持にかかわる諸役(鷹野役と称することにする)を恒常的に徴集する体制を構築する必要に迫られていた。この鷹野役は、鷹場村々に賦課される固有な役だが、その内容は大きく分類しても御鷹餌、鷹狩告知後の御場拵え人足、鷹狩時の荷物・獲物輸送の人馬・物品(御捉飼場で鷹匠が鷹の訓練で捕獲した獲物は「上ヶ鳥」と呼ばれ、江戸までの輸送は鷹場村々から動員された人足によって行われた)、鷹場環境の維持にかかわる日常的な人足・金銭などのさまざまなもので構成されていた。近世前期から御鷹餌(犬・鶏など)の一部を含む鷹狩・鷹場の維持にかかわる鷹野役は百姓役として位置づけられていたが、助郷役などとともにその軽減運動が各地で発生し、またその徴集方式も各地域でさまざまな

方法がとられて必ずしも一定した方法が確立しておらず、村落間でその負担をめぐって不平等感や不信感を募らせた訴訟に発展することが少なくなかった¹⁰⁾。ただし、鷹野役の徴集には、その徴集方式の問題だけでなく、鷹場村々における鷹匠らの横柄な態度や諸役の強要もかかわっており、全面的な見直しが求められていたのである。

そこで、幕府は鷹匠の待遇改善と地先での行動監視、そして鷹場村々からの鷹野役の徴集方式の新たな構築に取り組みることになった。まず、鷹匠対策として、享保三年（一七一八）六年晦日、御場御用掛の若年寄大久保常春の命により、手鷹師のなかから鷹師頭戸田五助勝房組では佐々与左衛門実政・木村弥七郎恒忠、同小栗長右衛門正等組では竹本権右衛門正岑・中田新五右衛門正則が鷹匠目付に選任され、鷹匠らの「平日勤方之善悪并在々逗留中之儀心付候品」を所管することになった。また、翌七月には鷹匠らの野先逗留中に御用の人足以外は自己負担とし、村落が負担した分については勘定所に提出して決済するよう、武蔵・相模・上総・下総・上野・下野・常陸七か国の鷹場村々に通達し、さらに鷹匠らの野扶持を大幅に増額し、鷹匠頭は従来の五割増、鷹匠・鷹匠同心は従来の二倍とすることで、村落負担の軽減をはかるなどの措置を講じた。それに加えて、出張する鷹匠らの人数を制限するとともに、鷹役人の役職に応じてその逗留中に村落が負担すべき水夫人足や伝馬の定数などを明確化することで、鷹匠らの不法な行為を抑制する方策を打ち出した¹¹⁾。しかし、元文三年（一七三八）十一月十五日、同僚の勤方を監査する困難さから鷹匠目付を廃止し、これに代わって鷹匠組頭を新設し、上下関係に組み替えることで鷹匠らの職務管理を強化したのである¹²⁾。

いっぽう、幕府は、鷹場村々からの御鷹餌（現物あるいは金納）の徴集や鷹場内取締りのために村落に設置を義務付けていた鷹番（鳥番）を廃止し、鷹野役を鷹狩や鷹場の維持にかかわる諸役に限定して賦課

することにした。そして、その徴集体制を整備していったのである。享保四年三月、鷹場村々に次のような「覚」が触れられた¹³⁾。

一、御拳場江御鷹方罷越候節、村方二而之入用御拳場惣村々へ高割二懸ヶ候筈

一、捉飼場并十里内御鷹場 新御鷹場等江罷越候節、村方二而之入用者、右三ヶ所惣村々江高割二懸ヶ候筈

右之通、高割二懸ヶ差出させ候筈二候割合金高之儀者、追而御勘定所より員数相触割渡させ可申候、書面之通割合申付候上者、向後内証にて組合不仕、御鷹方村入用之儀者村切二先差出置、重而入用可申出候事

これは鷹役人が御鷹御用で来村した場合の村方入用についての負担方法を取り決めたものである。これによれば、御拳場村々への来村時の入用は御拳場惣村が高割で負担することとし、捉飼場・十里内御鷹場・新御鷹場への場合にはこの三種の鷹場惣村の高割で決済されることになった。このため、鷹野役を負担する組合を内証で結成しないように申し渡していた。これによって、幕府は、鷹役人来村時の入用負担をその村の鷹場の種類によって二つのグループに分け、その鷹場惣村の高割による共同負担方式を構築しようとした。

また、享保八年三月、幕府は鷹匠が野先に鷹の訓練で出かけた際の水夫人足負担の窓口として鷹場組合（霞組合）を結成するよう代官を通じて鷹場村々に触れた¹⁴⁾。

一、御鷹方野先捉飼等二被遣候節、水夫人足之儀只今迄ハ村切二差出候処、向後ハ霞役二可申付由被仰渡候間可得其意候、従前々霞組合有之村々ハ格別、霞組合無之村々ハ向寄申合人足早ク差出し候様二可仕候

一、霞組合相談相究候而、其村々并高共一組切書付、重而早々可被差出候

追而御三家鷹場村々之内へも御鷹匠方泊休等可有哉、其節ハ此書面之通言村より人足水夫差出不申、向後其向寄申合體組合ニ而可差出候、右為心得御三家鷹場村々江も差加へ申触候、尤公儀御鷹場村々江人足等差出候様ニと申儀ニハ無之候

これによれば、鷹匠来村時の水夫人足は、これまで村ごとに拠出してきたが、今後は鷹場組合ごとに申し付け、このためまだ組織されていない地域では鷹場組合を結成し、村の構成や村高をまとめて提出するように命じ、御三家の恩賜鷹場村々へも鷹場組合の結成を促して水夫人足の拠出に備えるように触れた。なお、鷹場組合の結成は地域社会の自主性を尊重し、鷹場に指定された幕領・大名領・旗本領・寺社領など、すべての所領を対象としたものであった。

ところが、この鷹場組合の結成をめぐる地域社会の利害が対立し、その結成が順調に進まない地域があった。そこで、享保十年正月、代官池田喜八郎季隆は武蔵国埼玉郡八条領村々に新提案を行った。¹⁰

一、御鷹御用水夫組合之儀、村々心得違ニ而出入申出候義有之候
 二付、此度相親出入申出候分ハ一領限ニ組合申付候積ニ候、出入無之相對ニ而組合滞儀無之分ハ只今迄之通り可致候、右請書案文左ニ記遣候間、村々名主・組頭只今迄之組合ニ而請書証文早々差出可申候

このように、御鷹御用の水夫人足を拠出する鷹場組合の結成にあたって、争論が発生している地域では「一領限」で組合を組織することを命じ、合意に達している地域では村々の自主的な結合を尊重することにした。同様の通達は、武蔵国足立郡村々でもみられ、これに先立つ前年十二月に「御鷹匠野先捉飼等被遣候節水夫人足之儀、去卯春霞役ニ可相勤官相触候処、心得違ニ而内分ケ願出申領内も有之候、依之此度猶又相触候間、向後一領内分ケ無用ニ致、一領丸ニ組合相互ニ相勤可申候、乍然一領村々出入無之相對ニ而内分ケ組合相極候義ハ、勝

手次第ニ可仕¹⁰」と触れられたように、原則的には「一領丸ニ組合」を結成するように命じたが、地域社会で合意に達している場合には「一領内分ケ」も認めることにした。こうして、鷹場の諸地域で鷹場組合が結成され、地域の実情により数か村から数十か村で構成され、その惣代は触次と呼ばれて組合村の運営にあたったのである。ただし、鷹匠の野先御用は主として御捉飼場で行われるものであり、その際に必要となる水夫人足を負担する鷹場組合の結成は、「領」を基礎としながらも地域の自主的な結合を尊重したものであった。しかし、鷹場組合の結成はこうした村々の自主的な結合を捉え返して把握し、鷹野役の徴集体制を構築することに大きな意味があった。御拳場地域では、近世前期から「領」を単位とした諸役徴集組織は常に捉え返されてきていたが、この鷹場組合の結成では地域結合の組織の捉え返しを御捉飼場地域にも拡大し、放鷹制度の維持のうえからも安定した鷹野役徴集の体制を築くことを企図したのである。

その後も、諸地域で鷹野役の負担をめぐる争論は繰り返し広がったが、特に御拳場地域は「領」の結束が強い地盤だけに「領」間の結合も顕著にみられ、さまざまな鷹野役を「領」間で分担し合う契約を結んでいる地域もあった。たとえば、品川・六郷・川崎方面での鷹野御成に際しては、品川「領」が御賦仕立・御焚出人足、六郷「領」が御道具持出し・持返し人馬を拠出してきたが、享保二十年二月、六郷「領」村々は川崎「領」や稲毛「領」も御拳場六筋のうちの品川筋を構成する「御場一同」の領域であるので、御道具持返し人馬を負担するよう代官伊奈半左衛門役所に訴え出ている。¹¹ 御拳場では、「領」を基礎に鷹場組合が結成されることが多かったが、「領」間の利害関係により合従連衡が繰り返された。そして、御拳場の一体化の認識は、將軍の鷹野御成御場所として鷹場環境の維持とそのため鷹野役徴集のため醸成されていったのである。

おわりに

吉宗政権の放鷹制度復活の具体像を検証してきた。その詳細は本文に譲ることとし、その特質と歴史的意義とを述べることで結びとしたい。

第一は、五代將軍綱吉の没後、いち早く鷹狩を復活した和歌山藩主の吉宗が、將軍の後継者に決定すると幕府の放鷹制度の復活に着手し、鷹職制や「御留場」・鷹場を整備して鷹狩を復活させたという事実である。これにより、天皇家への「御鷹之鶴」の進献、大名からの鷹の献上、御三家・御三卿への恩賜鷹場の下賜、大名への「御鷹之鳥」の下賜・饗応などの儀礼も復活した。しかし、この期の放鷹制度の復活は、近世前期と比較すると、幕府鷹場の規模、鷹役人の人数、恩賜鷹場下賜の範囲、「御鷹之鳥」下賜・饗応の範囲など、いずれの面でも縮小しており、その内容はかつての幕府放鷹制度の伝統を基礎に、和歌山藩の放鷹制度を模取し、鷹術については大名家や朝鮮のそれをも参考にするとという特色をもっていた。そして、その展開のなかで、幕府役人の役向きや民衆生活への影響を軽減させるため、その見直しも積極的に進められた。幕府財政の再建問題を抱えた吉宗政権は、その復活に際して放鷹制度の縮小・見直しを計りながら、それが歴史的に国家運営上の権力編成・社会秩序の維持に重要な役割を果たすことを認識していたのである。

第二は、江戸の都市化の拡大、新田開発、産業の発展などに規定された自然環境の悪化により、関東の幕府鷹場で諸鳥減少という状況に直面した。これは、放鷹制度の復活に將軍権威の復権をかけた吉宗政権にとっては大きな問題であった。このため、幕府は、鷹場再編による御拳場・御捉飼場の機能分化、御拳場の六筋分割による鳥見役宅の設置とそれに基づく鳥見の鷹場支配強化、鷹狩の獲物となる諸鳥の飼

付けを担当した綱差の創置、放鳥や飼付場の設置による諸鳥の飼育や増殖、享保初期の大名からの諸鳥献上停止、そして鷹場を維持するための鷹野役徴集組織としての鷹場組合の結成などの対策を打ち出し、諸鳥の生息環境の保護・維持につとめたのである。この時期に進められた御拳場内の浪人・鉄砲・諸鳥殺生人の取締り、鷹・鳥の巢払い、野犬猫の対策なども、単なる江戸周辺地域の支配強化策ではなく、鷹狩時における將軍の生命の安全や鷹場環境の保全のための施策であったのである。

第三は、縮小された放鷹制度のもとで、將軍の鷹狩を所管する御場御用掛(若年寄)・御場掛(主として小納戸)を新設し、それらに御膳所・御小休・御腰掛の指定や御上り場・御召場・御立場の新設による將軍の生命の安全と將軍権威を高める施設造りを担当させ、また鷹狩の往来時の鷹野行列にいたるまで指示させた。將軍の鷹狩時における行動にかかわる施設を権威化・顕彰化させることにより、將軍権威を高めることに作用させたのである。

第四は、將軍権威の立て直しと密接にかかわる問題だが、伝統的放鷹観に根ざした武威の復活である。享保十九年十月八日、吉宗が西丸の御側渋谷隠岐守良信に散楽に耽る家重を諫めるように指示した「有徳院御実紀附録」の記事には、「我等が鷹野、鹿狩をなすも、一身の楽と思ふ者もあるべきなれどさにあらず、治世に武を講ずべきたよりと、下の利病をしようと、これより外有べからず、いかにとなれば、諸士の進退を指揮し、多人数をつかひ覚ゆるの益あり、また諸士に弓炮の技をもなさしめ、其精粗を差別し、物あたふるも、旗本ども武芸に怠らせじと思ふによればなり、又外様のものは、かゝる時ならでは、近く我顔色容貌をみる事もかなはねば、みしらせ置便宜もかぬるなり」とあり、鷹狩は武備と民衆の生活実態を把握するために重要であり、諸

士を指揮してその才能を見抜き、また外様衆には顔を見せることで忠誠心を持たせる効用もあるとしている。鷹狩は、幕臣・外様などの幕藩領主や民衆との接点をもつ絶好の機会であり、武士の士気を高めることも民衆に將軍の威厳を知らしめることも、將軍權威の復活に結果したのである。

吉宗政権は、鷹狩の復活を通じて天皇家への「御鷹之鶴」の進献、大名への恩賜鷹場・「御鷹之鳥」の下賜・饗応、武備の奨励、民衆への鷹野役の賦課を含めた鷹場支配を実施し、將軍の權威化と身分制社会の維持とを果たそうとしたのである。このためにも、將軍が鷹狩で獲物を捕獲する体制を築くことが重要な問題となり、その鷹狩場である御拳場や鷹の訓練の場所となった御掟飼場の鷹場環境保全と獲物となる諸鳥の飼育・増殖のための対策とが不可欠となったのである。

注

- (1) 近世における放鷹制度に関する研究文献は、村上直・根崎光男「鷹場史料の読み方・調べ方」(古文書入門叢書六、雄山閣出版、一九八五年)、拙著「將軍の鷹狩り」(同成社江戸時代史叢書三、同成社、一九九九年)を参照していただきたい。
- (2) 宮内省式部職編「放鷹」(吉川弘文館、一九三二年、一九八三年復刻、六九頁)。
- (3) 三上參次「江戸時代史」下巻、一九四四年、一六九―一七九頁。
- (4) 塚本学「生類をめぐる政治―元禄のフォークローア―」(平凡社選書八〇、平凡社、一九八三年)、九一、一三四―一三五頁。
- (5) 高埜利彦「一八世紀前半の日本―泰平のなかの転換―」(岩波講座日本通史)一三、岩波書店、一九九四年)。
- (6) 北島正元「江戸幕府の権力構造」(岩波書店、一九六四年)、五〇〇―五一頁。
- (7) 伊藤好一「江戸と周辺農村」(西山松之助編「江戸町人の研究」第三巻、吉川弘文館、一九七四年)。
- (8) 大石学「享保期における鷹場制度の再編・強化とその意義」(「史海」第三三・二四合併号、一九七七年)、その後改題・改稿して「享保改革

の地域政策」(吉川弘文館、一九九六年)に収録、同「享保期における江戸周辺農村の動向と幕府の対応」(「地方史研究」第一五三号、一九七八年)、同「近世江戸周辺農村の機能と性格―武州野方領の分析を中心に―」(徳川林政史研究所研究紀要「昭和五十八年度、同「享保期鷹場制度復活に関する一考察」(竹内誠編「近世都市江戸の構造」、三省堂、一九九七年)、同「関東における鷹場制度―享保改革と地域編成―」(同編「日本の時代史一六・享保改革と社会変容」、吉川弘文館、二〇〇三年)。なお、大石氏は、享保期の放鷹制度復活を説明するにあたって、鷹場を「鷹場としての制約を受け、負担を負っている村々・地域」、鷹場役人の管轄下にある村々・地域」と定義していることを付け加えておきたい。

(9) 岡崎寛徳「享保期における鷹献上と幕藩関係―津軽家を事例として―」(「日本歴史」第六二二号、二〇〇〇年)。

(10) 伊藤好一「鷹場と広域支配―研究史にそって―」(「多摩のあゆみ」第一五一号、一九八八年)。このなかで、伊藤氏は、鷹場による一時的広域支配論を展開した大石学氏(注8)、筆者(注12)、本間清利氏(「近世の鷹場制度、付記伊家鷹場」『埼玉県史研究』第六号、一九八〇年)、岩田浩太郎氏(「関東郡代と「領」―江戸周辺の地域編成の特質―」『関東近世史研究』第一六号、一九八三年)の研究などを批判の対象とし、特に岩田氏については「鷹場役」の捉え方についても批判している。なお、伊藤氏のこの論文での見解と注(7)論文での見解との間には大きな隔たりがあるが、それについての説明はなされていない。

(11) 注(8)を参照のこと。

(12) 拙稿「近世鷹場制度の展開と農民支配―東葛西領下之割の場合―」(東京都教育委員会編「田島家文書」第七巻、一九七七年)。

(13) 大友一雄「鷹をめぐる贈答儀礼の構造―將軍(徳川)權威の一側面―」(「国史学」第一四八号、一九九二年)、同「近世の御振舞いの構造と「御鷹之鳥」観念」(「史料館研究紀要」第二六号、一九九五年)、その後「日本近世国家の權威と儀礼」(吉川弘文館、一九九九年)に収録。なお、筆者は、「御鷹之鳥」の贈答儀礼のあり方を享保期の鷹狩復活の問題と結びつけて論じることは可能だが、そのことのみで復活の意義が解明できるとは考えていない。それぞれの時期の鷹をめぐる諸問題を幕府政治と関連づけて解明するには、鷹の歴史的性格を踏まえるこ

とはもちろんだが、各時期の諸課題の析出とそれへの対応という視点からの分析が欠かせないように思う。

(14)

その意味では、伊藤氏の、鷹場を鷹狩の場と捉える視点とは共通しているが、その定義を支持するものではないことを断っておきたい。伊藤氏は、注(10)の論文で、鷹場を「領主が鷹狩りをするを目的とした特定の場所」と定義し、大石学氏の鷹場の定義をその属性にすぎないと批判されているのだが、この定義は曖昧であるといわざるをえない。確かに、伊藤氏の定義は一般論としては首肯できるのだが、近世の鷹場の定義ということになれば、問題点を有している。この定義に含まれる「領主」とは誰を指しているのであろうか。近世社会において、鷹狩権を行使しえたのは領主一般ではない。また、鷹場を「鷹狩りをするを目的とした特定の場所」と規定しえるかどうかとも疑問である。たとえば、江戸の町方は鷹場に指定されていたのだが、一般論として盛り場は鷹狩の場としては不適であり、鷹狩りをするを目的とした場所とみなすには無理があるといえよう。これに対し、伊藤氏は、「たとえ実際に鷹狩りが行われなかったにせよ、その可能性があることまで含めて考える」とされているのだが、鷹場に指定された村々の個々が「鷹狩りをするを目的として」設定されていたかどうかを裏証することは困難であり、実態にそぐわない。かといって、筆者は、鷹場を鷹狩の場と考えていいわけではない。そこで、近世の鷹場については、「將軍や大名などが鷹狩にかかわる諸制度を維持するために特定した場所」と規定して論を進めたい。ただし、伊藤氏のこの論文での見解には傾聴すべき論点が多く含まれており、筆者自身、従来の研究を修正しつつ、従来の「鷹場制度」研究とは異なる視点で取り組もうとしているため、十年ほど前から鷹狩をめぐる諸制度の総称として「放鷹制度」の語を用いるようにしたことを付記しておきたい。

(15) 『徳川実紀』第八篇、一三三頁。

(16) 『徳川実紀』第九篇、一九二頁。

(17) 『御鷹野旧記』、独立行政法人国立公文書館内閣文庫蔵。

(18) 注(15)、二五―二六頁。

(19) 注(17)に同じ。

(20) 注(15)、二六―三〇、三六頁。

(21) 本間清利「御鷹場」(埼玉新聞社、一九八一年、九九―一〇二頁)。
(22) 橋本博編「改訂増補大武鑑」上巻(名著刊行会、一九六五年)、一七六、二〇三頁。

(23) 「御場一件」、独立行政法人国立公文書館内閣文庫蔵。

(24) 注(17)に同じ。

(25) 『御触書寛保集成』、五八五頁、一一二五号。

(26) 注(23)に同じ。

(27) 太田尚宏「享保改革期における「御場掛」の活動と植樹政策」(竹内誠編『近世都市江戸の構造』、三省堂、一九九七年)。

(28) 注(15)、七一―七二頁。

(29) 注(15)、七二頁。

(30) 注(15)、七二―七三頁。

(31) 注(25)、四三六頁、八〇一号。

(32) 注(25)、四三七頁、八〇三号。

(33) 注(25)、四三七―四三八頁、八〇四号。

(34) 『伊達治家記録』(仙台藩史料大成)二十四、一五八―一六六頁。

(35) 注(17)に同じ。

(36) 『牧民金鑑』下巻、四八九―四九〇頁。同様の史料は、『刑錢須知』(国立国会図書館蔵)にも収載されているが、武蔵国橋本郡・相模国高座郡の二郡が欠落している。

(37) 『八潮市史』史料編、近世二、四三七頁。

(38) 注(25)、五八四―五八五頁、『牧民金鑑』下巻、四九〇―四九一頁、『刑錢須知』(国立国会図書館蔵)、『八潮市史』史料編、近世一、五五頁。

(39) 注(37)、四三七頁。

(40) 注(37)、四三八頁。

(41) 『栢市史』資料編五、三三〇頁。

(42) 注(37)、四三八―四三九頁。

(43) 『刑錢須知』、国立国会図書館蔵。同様の史料は、『牧民金鑑』下巻(四九二―四九三頁)にもみられる。

(44) 注(25)、五八六頁、一一二七号。

(45) 注(25)、五八六頁、一一二九号。『御拳場』の浪人調査は、享保三年六月にも行われている(同、一一三二号)。

- (46) 注(37)、四四五頁。
- (47) 「御場御用留」、独立行政法人国立公文書館内閣文庫蔵。
- (48) 注(25)、五八九頁、一一三五号。
- (49) 注(17)に同じ。
- (50) 注(23)に同じ。
- (51) 注(37)、四四五頁。
- (52) 「古事類苑」遊戯部十四、放鷹の項、九八〇頁。
- (53) 注(25)、五九四頁、一一四八号。
- (54) 「新編武蔵風土記稿」第五卷、一五五頁(多摩郡八日市宿の項)。
- (55) 注(52)に同じ。
- (56) 拙稿「近世前期における幕府鷹場の存在形態」(法政大学人間環境学会「人間環境論集」第三卷第一号、二〇〇三年)。
- (57) 注(15)、七三頁。
- (58) 「会田藩秘集」、八一頁。
- (59) 右同、八五―八七頁。
- (60) 右同、八八―八九頁。
- (61) 右同、一一〇―一一五頁。
- (62) 岡崎寛徳「近世中期における彦根藩『御鷹場』の認識」(関東近世史研究会編「近世の地域編成と国家」、岩田書院、一九九七年)。このなかで、岡崎氏は、近世前期に彦根藩主井伊家が將軍家より藩領以外の地域を含む近江・山城国内に恩賜鷹場を下賜されていたが、享保期には藩主が自領内で鷹狩を行っているもの、藩領外では確認できないとされる。しかし、寛保三年(一七四三)から彦根藩は他領を廻って恩賜鷹場の由緒を伝えて再認識させ、明和期の幕府老中との交渉で井伊家の恩賜鷹場の存在が幕府・彦根藩双方の共通認識として確認されたという。このことから、幕府が少なくとも享保期の時点で井伊家の近江・山城国内の恩賜鷹場を復活させようとする意図はなかったことが明らかであり、明和期に彦根藩の主張を追認することにしたのである。
- (63) 注(25)、五八七―五八八頁、一一三三号、「教令類纂」二集一(「内閣文庫所蔵史籍叢刊」二五)、一一二〇頁。
- (64) 注(47)に同じ。
- (65) 注(37)、四九一頁。
- (66) 注(15)、三〇頁。なお、八月二十二日には天皇家に新鮭も進献している。
- (67) 「国典類抄」第十三卷、嘉部一、五一―五三頁。この書は、秋田藩が文政期に藩内の古記録をもとに編纂したもので、秋田県立図書館によって刊行され、十九巻で構成されている。
- (68) 注(15)、一三七頁。
- (69) 「柳營秘鑑」一(「内閣文庫所蔵史籍叢刊」五)、五四頁。
- (70) 注(15)、二二三頁。
- (71) 注(69)、五四―五五頁。
- (72) 注(67)、六九七―七一頁。
- (73) 注(69)、五五頁。
- (74) 注(15)、一〇六頁。
- (75) 注(15)、九七頁。
- (76) 「会津藩家世実紀」第六卷、三三二頁。
- (77) 注(15)、一四二頁。
- (78) 「鶴包」については、朝廷でのものが先駆けであり、武家社会に普及していったものと考えられる。
- (79) 注(25)、五八八―五八九頁、一一三四号。
- (80) 注(25)、五八九―五九〇頁、一一三五号。この法令が幕府老中から大名に伝達されたことは秋田藩の事例からも確認できる(「国典類抄」第十三卷、嘉部一、五二三頁)。
- (81) 注(25)、六〇四頁、一一六一号。
- (82) 丸山雍成「初期本陣に関する一試論」(「日本歴史」第二〇五号、一九六五年)、同「初期本陣」再論(豊田武先生古稀記念会編「日本近世の政治と社会」、吉川弘文館、一九八〇年)。
- (83) 注(23)に同じ。
- (84) 注(47)に同じ。
- (85) 「祠曹雜識」一(「内閣文庫所蔵史籍叢刊」七)、四四八―四六八頁。
- (86) 注(15)に同じ。
- (87) 注(9)に同じ。
- (88) 注(67)、五七四―五七五頁。
- (89) 注(67)、五七六―五八〇頁。
- (90) 菊池勇夫「鷹と松前藩―近世初・前期を中心に―」(地方史研究協議会編「蝦夷地・北海道―歴史と生活」、雄山閣出版、一九八一年)、その

